

中小企業 事業承継ハンドブック

～これだけは知っておきたいポイント29問29答～

平成22年度
税制改正対応版



◆はしがき◆

「現状で手一杯で先々のことを考へるのは面倒だ・・・」「まだ先のことだから・・・」「後継者がなかなか見つからない・・・」といつて事業承継対策を先送りにしていませんか？

対策をせずに放置していると、いざ事業承継という時に、相続を巡ってもめ事が起る、後継者が経営ノウハウを知らない、取引先・従業員の信頼を得られない、といった問題が生じ、最悪の場合、廃業に至ってしまいます。そのようなことにならないためにも、事前に、後継者の候補者を見つけ、その候補者を育成し、徐々に経営権を移していくといった計画的な取組みが大切です。

現在、事業承継税制の抜本拡充を始めとした事業承継円滑化に向けた総合的支援策が実施しております。平成20年5月に「経営承継円滑化法（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律）」が成立し、平成21年4月には経営承継円滑化法改正施行規則、改正税法などが施行され、①相続税・贈与税の納税猶予制度（事業承継税制）、②民法の遺留分に関する特例、③金融支援など支援策の充実が着実に図られています。

この冊子は、このような支援策を、中小企業の経営者や後継者そして実務家の皆様に知っていただくために作成したものです。

事業承継は全ての企業で必ず起こることです。問題になる前に、この冊子を活用し、円滑な事業承継に取り組みましょう。

平成22年7月 中小企業庁



I まずは知っておきたい事業承継対策のポイント

- Q1** 事業承継対策で注意しなければならないことは何ですか? 1ページ
Q2 事業承継には、親族に承継させたり、社内の役員・従業員に承継させたり、様々な方法がありますが、それぞれの方法の問題点とその対策は、どのようなものですか? 3ページ

II 事業承継計画

- Q3** 事業承継計画はどのようなものですか? 4ページ

III 後継者の選び方・教育方法

- Q4** 後継者を決めるにあたっては、どのようなことを考慮すべきでしょうか? 7ページ
Q5 後継者教育は、どのように行えばよいですか? 8ページ
Q6 従業員等への承継には、どのようなパターンがありますか? 9ページ
Q7 親族や従業員等に後継者候補がおりません。どうすればよいですか? 10ページ
Q8 M&Aの種類にはどんなものがありますか? 11ページ
Q9 適切な後継者がいないのですが、どこに相談すればよいですか? 12ページ

IV 後継者への経営権の集中方法

- Q10** 自社株式や事業用資産を後継者に集中させていきたいのですが、どのような方法がありますか? 16ページ
Q11 生前贈与や遺言によって後継者に自社株式や事業用資産を集中させる場合、どのような点に注意が必要ですか? 17ページ
Q12 すでに分散してしまっている自社株式を後継者に集中するためには、どのようにすればよいですか? 19ページ
Q13 自社株式の集中や分散防止のために、会社法のどの制度を活用すればよいですか? 20ページ

V 事業承継と民法《遺留分》

- Q14** 遺留分とは何ですか? 22ページ
Q15 遺留分による紛争や自社株式・事業用資産の分散を防止するためには、どのようにすればよいですか? 24ページ
Q16 経営承継円滑化法の民法特例の内容は、どのようなものですか? 25ページ
Q17 民法特例を利用するための主な要件はどのようなものですか? 28ページ
Q18 民法特例の合意書には、何を記載すればよいのですか? また、どのような手続きが必要ですか? 29ページ

VI 事業承継に必要な資金

- Q19** 事業承継に際しては、どのような資金が必要となるのですか? 32ページ
Q20 事業承継に際して必要となる資金の調達方法には、どのようなものがありますか? 33ページ
Q21 投資育成会社の活用には、どのようなメリットがありますか? 35ページ

VII 事業承継と税金

- Q22** 相続税は、どのように計算するのですか? 37ページ
Q23 計画的な贈与により、事業承継を円滑に行いたいのですが、どのようにすればよいですか? 39ページ
Q24 事業承継支援のため、どのような税制措置が講じられているのですか? 41ページ
Q25 非上場会社の株式に係る相続税の納税猶予の特例について教えてください 42ページ
Q26 納税が猶予される相続税は、どのように計算するのですか? 45ページ
Q27 非上場会社の株式に係る贈与税の納税猶予の特例について教えてください 46ページ
Q28 納税が猶予される贈与税は、どのように計算するのですか? 49ページ
Q29 贈与税の納税猶予制度に関して、先代経営者（贈与者）が死亡した場合、どのような点に注意が必要ですか? 50ページ

I まずは知っておきたい事業承継対策のポイント



事業承継対策で注意しなければならないことは何ですか？

A1 わが国の多くの中小企業においては、経営者自身が大部分の自社株式や事業用資産を保有し、強いリーダーシップを発揮して、事業のカジ取りを行っています。このような中小企業の事業承継対策を考える場合、次の（1）「経営そのものの承継」と、（2）「自社株式・事業用資産の承継」の両面の配慮が必要になります。

（1）経営そのものの承継

次世代の経営者となる後継者には、現経営者が有する経営ノウハウ等を円滑に承継させることが必要になります。

① 経営ノウハウの承継

後継者は、経営者として必要な業務知識や経験、人脈、リーダーシップなどのノウハウを習得することが求められます。具体的には後継者教育（Q 5 参照）を実施することにより、現経営者の経営ノウハウを後継者に承継します。

② 経営理念の承継

事業承継の本質は、経営者の経営に対する想いや価値観、態度、信条といった経営理念をきっちりと後継者に伝えていくことにあります。現経営者が自社の経営理念を明確化し、「何のために経営をするのか」を後継者にきちんと承継します。

（2）自社株式・事業用資産の承継

具体的には次のような対策が必要になります。

① 自社株式や事業用資産の後継者への集中と遺留分への配慮

後継者が安定的に経営をしていくためには、後継者に自社株式や事業用資産を集中的に承継させることが必要です。経営者に子どもが複数いて、そのうちの一人を後継者とする場合には、後継者でない子どもの遺留分（※）を侵害するがないように、自社株式や事業用資産以外の財産を後継者でない子どもが取得できるようにして、相続紛争を防止するための配慮が必要です。

※「遺留分」とは、配偶者や子などに民法上保障される最低限の資産承継の権利です。後継者が、非後継者（後継者ではない相続人）から遺留分減殺請求（他の相続人に侵害された自分の遺留分を取り戻すための請求）を受けた場合には、財産の返還や金銭による弁償が必要になります。（Q 14 参照）

② 事業承継に際して必要な資金の確保

中小企業においては、経営者自身が自社株式の大半を保有していたり、土地などの個人資産を会社や自らの事業の用に供している場合が珍しくありません。

上述のとおり、後継者が安定的に経営をしていくためには、後継者にこれらの自社株式や事業用資産を集中的に承継させることが必要ですが、後継者でない子どもの遺留分に配慮すると、どうしても自社株式や事業用資産を後継者に集中できない場合もあります。この場合には、後継者あるいは会社が他の相続人から自社株式や事業用資産を買い取らなければならなくなります。

また、経営者の保有する自社株式や事業用資産を後継者一人が相続し、相続人間で紛争が生じなかつたとしても、後継者には多額の相続税が課される場合があります。

このように、事業承継に際しては、後継者や会社は、自社株式や事業用資産の買い取りや相続税の納付のため、多額の資金が必要になる場合があります。事業をスムーズに承継するために、事前に、これらの必要な資金の確保をしておくことも大事なポイントです。



事業承継の円滑化が重要な理由

ここ20年間で中小企業の経営者の平均年齢は58歳となり6歳近く上昇しています。

このように高齢化の進む中にあっても、事業承継は、①経営者にとって遠い将来の話である、②経営者が影響力を維持したい、③「死亡という不幸」を連想させる問題である、ことを理由にして、その対策を先送りにしがちです。

しかしながら、中小企業の事業承継の円滑化は、地域経済の活力維持や雇用確保の観点から極めて重要であり、事業承継のために十分な時間をとって準備を行うことが必要です。本冊子を参考にしながら、各種制度を活用して、円滑な事業承継を目指して下さい。

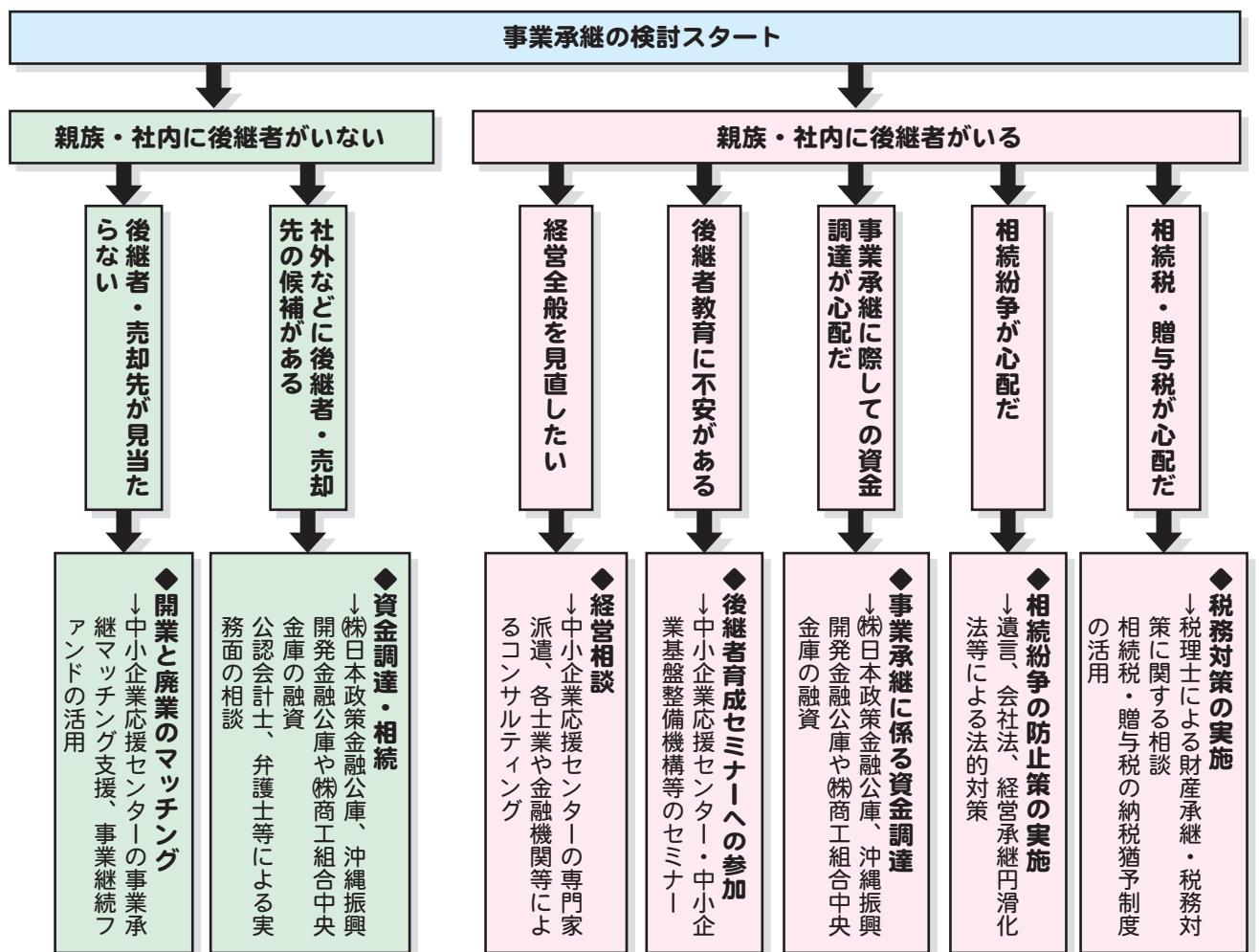




事業承継には、親族に承継させたり、社内の役員・従業員に承継させたり、様々な方法がありますが、それらの方法の問題点とその対策は、どのようなものですか？

事業承継には、親族に承継させたり、社内の役員や従業員に承継させたりする方法のほか、経営者が保有する自社株式を他社に売却したり、会社の事業を他社に譲渡したりするなど、様々な方法があります。事業承継の方法を検討する際には、会社や事業の現状、後継者の状況を踏まえ、ベストの方法を選択することが大切です。

また、それぞれの方法ごとに、問題点やとるべき対策が異なってきますので、次のフローチャートを参考に、各自で考える事業承継の方法にどのような問題があるかを把握し、対策を検討しましょう。



うひやあ、事業承継対策には、いろんな問題点があるんだなあ。

そうじゃ。事業承継対策を考える上では、法律、税務や資金調達などについての専門知識が必要になるんじゃ。

相談できる専門家が知り合いにいない場合は、どうすればいいんですか？

全国に設置されている中小企業応援センターに行って相談すれば、弁護士、税理士、公認会計士といった専門家を派遣してもらえるぞ。

II 事業承継計画



事業承継計画はどのようなものですか？

A3 事業承継計画とは、中長期の経営計画に、事業承継の時期、具体的な対策を盛り込んだものです。事業承継計画を立案するに当たっては、まず最初に会社をとりまく状況を正確に把握することが必要です。具体的には、次のように計画を作成するとよいでしょう。

事例：製造業T社の社長である中小太郎は、この度将来のことを考え、事業承継計画を立てることを思い立ちました。太郎が事業承継に係る関係者の整理、現状認識を行ったところ次のとおりでした。

(1) 事業承継に係る関係者の状況

【中小家の親族関係】			
氏名	年齢	続柄	備考
中小太郎	60歳	本人	T社の創業者（代表取締役社長）
中小花子	58歳	妻	T社の常務取締役
中小 学	30歳	長男	T社の従業員
中小梅子	28歳	長女	公務員（T社とは無関係）

【その他の関係者】		
氏名	年齢	備考
A	63歳	T社の専務取締役（太郎の右腕だが、最近は病気がち）
B	35歳	T社の若手で、将来の役員候補
C	70歳	以前T社の取締役を勤めていたが、数年前に退社

(2) 事業承継に係る現状認識

【経営者自身の個人資産の状況】		
相続財産	評価額	備考
T社株式	2億6千万円	T社の60%分
不動産（自宅）	7千万円	
預貯金	3千万円	
合計	3億6千万円	

(注) 株式の評価は、太郎の相続発生時には、会社の業績向上を反映して3億円程度まで上昇することが見込まれる。

【T社の経営資源・リスクの状況】		
項目	数値	備考
社員数	30名	役員・従業員総数
総資産	8億円	
自己資本	2億円	内部留保が蓄積
売上高	8億円	
経常利益	3千万円	当期は業績好調

(注) T社の主力商品のマーケットシェアは、ライバルのU社と拮抗しており、取引先企業S社との取引をより一層強化することがマーケットシェアの拡大にとって必要な状況。

(3) 後継者候補に関する状況

後継者候補は長男の「学」。学は経営の意欲はあるが、最近まで取引先S社に勤務していたこともあり、T社勤務の経験が浅く社内での認知度が低い。また、経営に必要な知識も不十分。

(4) その他の事項

- ①太郎の法定相続人は、妻の花子、長男の学、長女の梅子の3人。
- ②T社株式は、太郎が60%、花子が30%、Aが5%を保有し、残りの5%は数年前に退職したCが保有している。
- ③T社の定款には譲渡制限規定の定めがあるが、相続人に対する売渡請求の定めはない。

T社社長中小太郎の事業承継計画作成のための整理

1. 事業承継の概要

現経営者	中小 太郎（60歳）
後継者	中小 学（30歳）：太郎の長男（現在、当社従業員）
承継方法	親族内承継、株式贈与
承継時期	4年目に社長交代

2. 経営理念、事業の中長期目標

経営理念	適正規模で、全員参加の、高品質経営。		
事業の方向性（経営ビジョン）	<ul style="list-style-type: none">三つ（雇用・設備・債務）の適正規模化を図る。現在の主力商品のマーケットシェアを一層拡大する。		
将来の数値目標	【現状】 売上高 8億円 経常利益 3千万円	【5年後】 9億円 3千5百万円	【10年後】 10億円 4千万円

3. 事業承継を円滑に行うための対策・実施時期

（1）関係者の理解

- 家族会議で、学を後継者とすることを決定（実施済）。
- 社内の役員・従業員に学を後継者とする旨を公表し、事業承継計画を発表（2年目）。
- 金融機関・取引先企業（S社等）に学を後継者とする旨を告知（3年目）。
- 学を取締役（1年目）、常務取締役（2年目）、専務取締役（3年目）、代表取締役社長（4年目）とし、段階的に権限委譲。
- Bを取締役に抜擢し、Aに引退してもらうことで役員の世代交代を図る（4年目）。
- 学の代表取締役社長就任にあわせ、太郎は会長（4年目）、相談役（8年目）としてサポートにまわり、10年目に完全引退。

（2）後継者教育

- S社での他社勤務（実施済）。
- 社内での配置：Y工場（現在）、本社営業（2年目）、本社管理（3年目）、総括責任（4年目）。
- 商工会議所・商工会の「経営革新塾」への参加（2年目）。

（3）株式・財産の分配

- 相続人に対する売渡請求に関する定款変更を行う（1年目）。
 - 公正証書遺言により、花子に自宅（7千万円）を、梅子に預貯金（3千万円）を相続させることとする（1年目）。
 - 会社による自己株式の取得：Aの株式5%（3年目）、Cの株式5%（3年目）。
 - 学に取得させる株式（60%）については生前一括贈与をし、贈与税の納税猶予の適用を受ける（4年目）。
 - 遺留分減殺請求による株式分散（注）を防止するため、民法特例により除外合意を行う（5年目）。
- （注）後継者以外の相続人の遺留分は、花子：4分の1（1億円）、梅子：8分の1（5千万円）
株式価値の上昇を見込んで相続開始時の相続財産を4億円（学に対する生前贈与株式を含む）と仮定すると、花子の遺留分を3千万円、梅子の遺留分を2千万円侵害することになり、これによる株式分散を防止するための方策が必要。

（4）贈与税の納税猶予制度を受けるための主要な要件

上記の計画策定にあたっては、贈与税の納税猶予を受けるための要件として以下の内容を考慮している。

- 株式の贈与前に、経済産業大臣の事前確認を受けること。
- 太郎は学にその保有株式を、原則として一括贈与すること。
- その贈与の時点において、学は3年以上役員であること。
- その贈与の時点において、学は代表権を有すること。
- その贈与の時点以後において、太郎は役員でないこと。

T社社長中小太郎の事業承継計画表

【基本方針】											
①太郎から長男学への親族内承継を行う。											
②4年目に株式の一括贈与と同時に社長交代。贈与税の納税猶予の適用を受ける。 (代表権を学に譲り、太郎は会長へ就任。10年目に完全に引退。)											
③民法特例により生前贈与株式を遺留分の対象から除外する。											
項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
事業の計画	売上高 8億円					9億円					10億円
	経常利益 3千万円					3千 5百万円					4千万円
会社	定款・ 株式・ その他		相続人に 対する 売渡請求 の導入	経済産業 大臣の 事前確認	A・C からの 金庫株 取得	役員の 刷新 (注1)	経済産業 大臣の 認定				
現経営者 (中小太郎)	年齢 60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
	役職 代表 取締役 社長				会長				相談役		引退
	関係者の 理解	家族会議	社内へ 計画発表	取引先 ・金融 機関に 紹介							
	株式・ 財産の 分配		公正証書 遺言 (注2)		株式 一括贈与						
	持株 (%) (※) 60%				0%						
後継者 (中小学)	年齢 30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳
	役職 従業員	取締役	常務 取締役	専務 取締役	代表 取締役 社長						
	後継者教育 社内	Y工場	本社営業	本社管理	総括責任						
	社外		経営 革新塾								
	持株 (%) (※) 0%				60%						
						贈与税の 納税猶予 適用	事業継続要件 (株式継続保有・雇用維持・代表権保持、など)				
補足	(注1) Aが退任し、Bが取締役に就任。 (注2) 自宅不動産(7千万円)を花子に、預貯金(3千万円)を梅子に相続させる旨を記載。										

(※) 上記の例では、現経営者及び後継者の持株割合は、議決権割合ではなく、発行済株式総数に対する保有株式数の割合を示しています。

III 後継者の選び方・教育方法



**後継者を決めるにあたっては、
どのようなことを考慮すべきでしょうか？**

A4 後継者を決める際には、経営者として資質のある人を後継者に選ぶことが重要です。具体的に後継者を決める際のポイントとしては、次のようなものがあります。

(1) 候補者

① 親族の候補者

- ・経営者が後継者の候補者として考えるのは、多くの場合は親族であり、親族の中でも特に子どもが中心です。子どもに経営者としての資質と自覚があれば、関係者の理解も得やすいでしょう。経営者としての資質と自覚は、後継者教育によって磨くことが可能です。（Q5参照）
- ・子どもに経営者としての資質が備わっていないと判断した場合や、子どもに後継者となる意思がない場合は、他の親族を後継者とすることも考えられます。
- ・後継者とならない子どもには、自社株式や事業用資産以外の財産を承継させて兄弟間のバランスを取ります。事業承継が原因で兄弟間の溝が深まらないように、十分な配慮が必要です。

② 親族以外の候補者

- ・親族に後継者として適切な人がいない場合は、やはり事業をよく知っている会社やお店で働いている人の中から、後継者的人材を探すというのも方法の一つです。
- ・事業を承継する意思がないと思っていた親族が、突然承継したいと言い出すケースもあるため、親族以外から後継者を選ぶ前に、親族の意向をよく確認しておくことが重要です。

(2) 現経営者の役割

- ・後継者の決定は、現経営者に発言権や決定権のあるうちにに行なうことが適切です。
- ・後継者候補が複数いる場合には、内紛によって会社の分裂を起こさないように、現経営者が現役のうちに後継者を決定することが必要です。
- ・後継者が社長となった後も、現経営者が会長として後継者の経営を背後からバックアップし、後継者に段階的に経営者としての権限を委譲していく方法もあります。



Q5

後継者教育は、どのように行えばよいですか？

A5 後継者を選定した後には、内部や外部で教育を行い、経営者としての能力や自覚を築き上げます。それぞれの置かれた状況により、取るべき手段は異なりますが、円滑な事業承継のためには、意識的な後継者の育成が不可欠です。具体的には、次のような方法があります。

(1) 内部での教育の例

教育例	効 果
① 各部門をローテーションさせる	経験と知識の習得
各部門(営業・財務・労務等)をローテーションさせることにより、会社全般の経験と必要な知識を習得させます。	
② 責任ある地位に就ける	経営に対する自覚が生まれる
役員等の責任ある地位に就けて権限を移譲し、重要な意思決定やリーダーシップを発揮する機会を与えます。	
③ 現経営者による指導	経営理念の引継ぎ
現経営者の指導により経営上のノウハウ、業界事情にとどまらず、経営理念を承継します。	

(2) 外部での教育の例

教育例	効 果
① 他社での勤務を経験させる	人脈の形成・新しい経営手法の習得
人脈の形成や新しい経営手法の習得が期待でき、従来の枠にとらわれず、新しいアイデアを獲得させます。	
② 子会社・関連会社等の経営を任せる	責任感の醸成・資質の確認
後継者に一定程度実力が備わった段階で、子会社・関連会社等の経営をまかせることにより、経営者としての責任感を植え付けるとともに、資質を確認します。	
③ セミナー等の活用	知識の習得、幅広い視野を育成
後継者を対象とした外部機関によるセミナーがあります。経営者に必要とされる知識全般を習得でき、後継者を自社内に置きつつ、幅広い視野を育成することができます。	





従業員等への承継には、どのようなパターンがありますか？

A6

「従業員等への承継」として考えられるパターンとして、主に次の2通りが考えられます。

なお、将来の子息等への承継の中継として、従業員等へ一時的に承継するような場合もあります。

(1) 役員・従業員等社内への承継パターン

社内の後継者候補としては、共同創業者、専務等番頭格の役員、優秀な若手経営陣、工場長等の従業員等が考えられます。

なお、自社の役員等が後継者となる場合、役員等がオーナー経営者から株式を買い取るMBO・EBOという手法が考えられます。（詳細は下記参照）

(2) 取引先・金融機関等外部から後継者を雇い入れる承継パターン

取引先の企業や金融機関から人を招く場合が多いです。

ただし、社内に基盤がない者が後継者になることは、従業員等の反発が予想されるので慎重に選定しなければなりません。

MBO・EBOとは

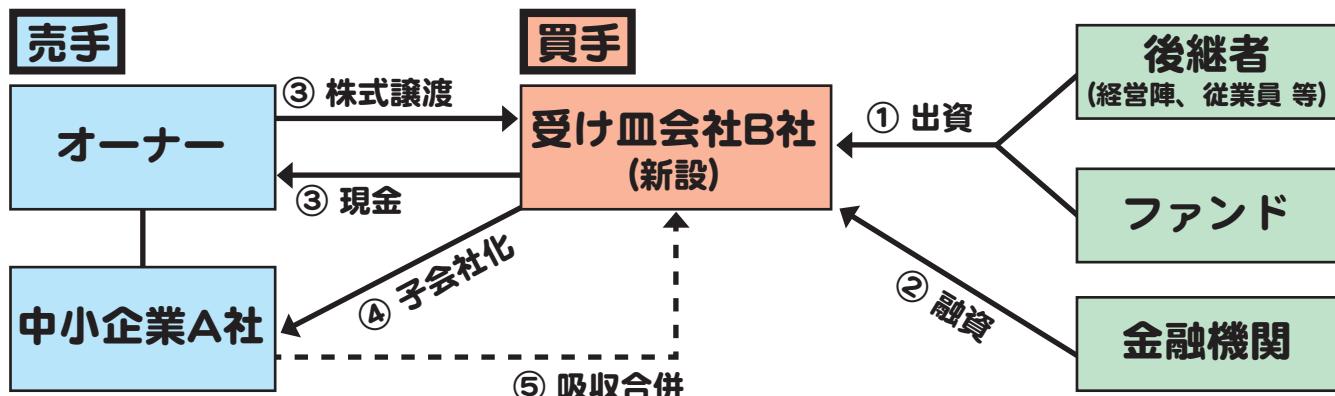
MBO(Management Buy-Out)、EBO(Employee Buy-Out)

後継者となる会社の経営陣（マネージメント）又は従業員（エンプロイー）が、オーナー経営者等が保有する株式を買い取って経営権を取得する手法です。一般的にはオーナー経営者の親族ではない経営陣や従業員には株式を買い取るほどの資力がありませんが、後継者の能力や事業の将来性等を担保として、金融機関の融資や投資会社（ファンド）の出資等を受けられる場合もあります。

この場合の典型的な手法として、①後継者とファンド等が出資して受け皿会社（B社）を設立し、②金融機関が受け皿会社に融資し、③受け皿会社がオーナー経営者から株式を買い取り、④対象会社（A社）を子会社化、または⑤吸収合併するといったものが挙げられます。



図：中小企業における典型的なMBOの手法



※MBO等に係る金融機関の融資については日本政策金融公庫等の融資制度（Q20参照）もご参考ください。



Q7 親族や従業員等に後継者候補がおりません。 どうすればよいですか？

A7

M&Aという手法で会社を売却することも可能です。

●M&Aとは

M&Aとは、合併(Merger)と買収(Acquisition)の頭文字で、簡単に言えば、会社そのものを売り買いするという意味があります。

親族や社内等に後継者候補がない場合には、従業員の雇用維持、取引先の仕事確保、経営者の老後の生活資金確保等のため、会社そのものを売却し、第三者に経営してもらうことも考えられる選択肢の一つです。近年では、中小企業におけるM&Aの件数が増加しています。

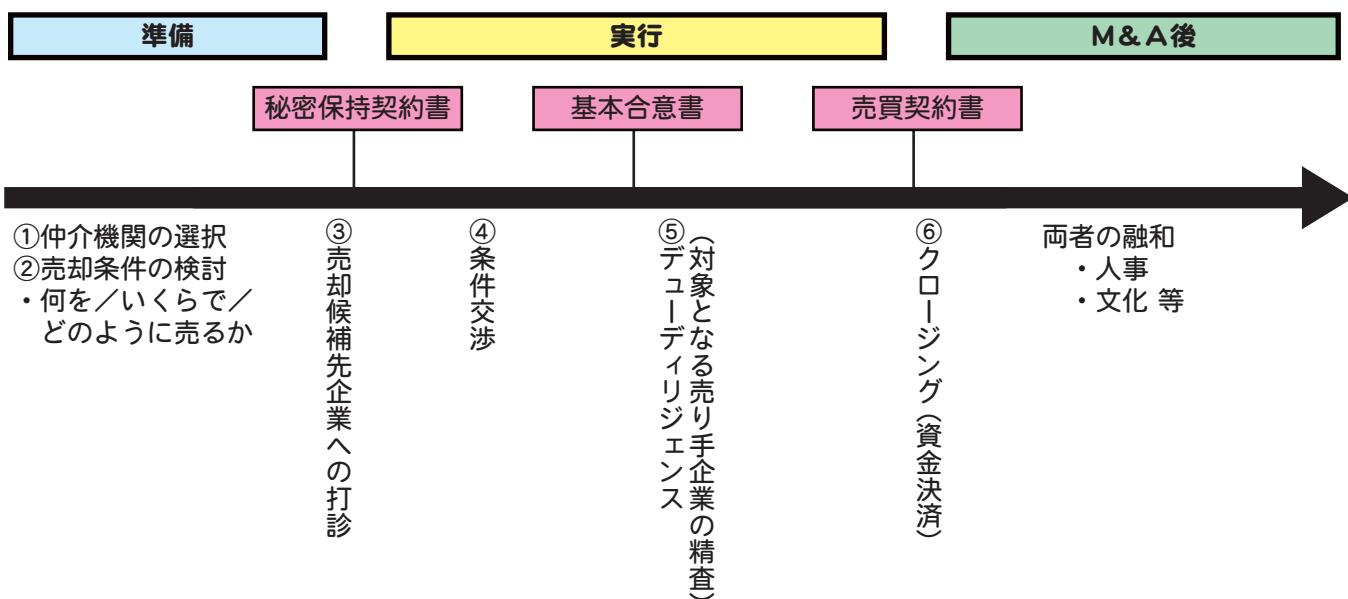
●M&Aの種類

M&Aには主なものとして、次のような手法があります。M&Aを行う際には、専門家と相談し、自社にふさわしい方法を選択することが必要です。（各手法の概要はQ8を参照ください）



●M&Aの手順と方法

M&Aの手順は下の図のように、準備→実行→M&A後（ポストM&A）の大まかな3段階に分かれます。



デューディリジェンスとは

デューディリジェンスとは、買い手企業が弁護士・公認会計士等の専門家に依頼して行う売り手企業の精査のことです。法務、財務、事業等多様な面からチェックを行います。

例) 回収不能債権がないか、債務保証等簿外債務がないか 等





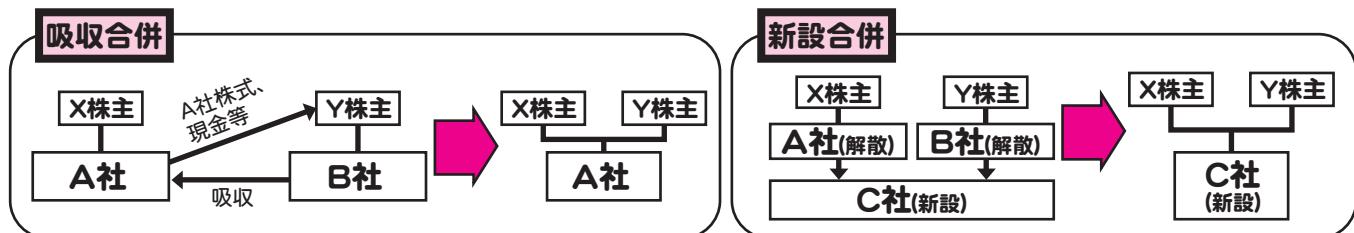
M&Aの種類にはどんなものがありますか？

A8

M&Aには様々な種類がありますが、代表的な手法のイメージ及びそれぞれの主な特徴を簡潔に解説します。(本ページにおいて、B社が売却等の意向がある会社です)

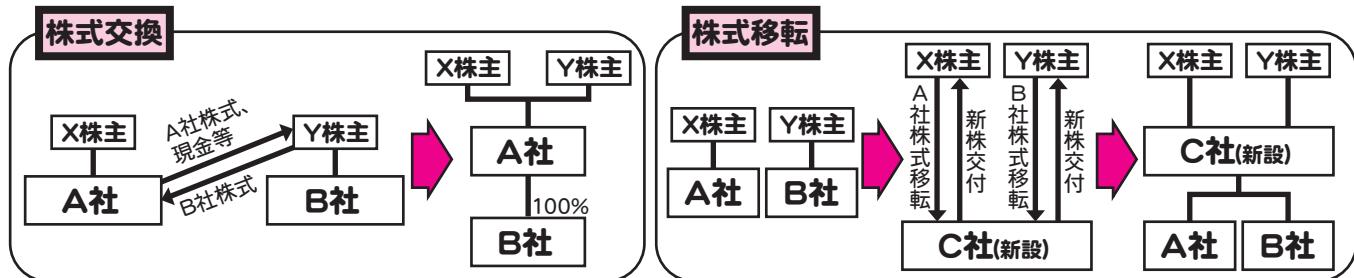
●合併

合併とは、会社の全資産・負債、従業員等を丸ごと他の会社に承継する手法の1つです。合併の方法には、「吸收合併」と「新設合併」があります。新設合併は、被合併会社(右図A、B社)が解散するため、その営業の許認可等が新設会社(C社)に承継されないことなどから、実務上は吸收合併がほとんどです。



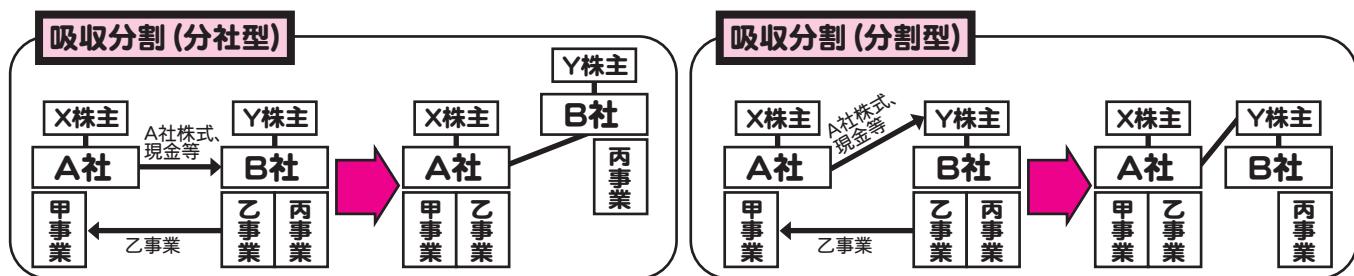
●株式交換・移転

株式交換とは、自社株式と他社株式等を交換することです。この場合、売り手企業(左図B社)は交換先会社の100%子会社になります。経営者が保有していた自社株式が交換先会社の株式や現金に変わります。株主総会の特別決議によって、全株主に株式の交換を強制できることが特徴です。また、株式移転とは、既存の会社(複数可)が、完全親会社となる持株会社(C社)を設立し、自らが完全子会社となる方法です。



●会社分割

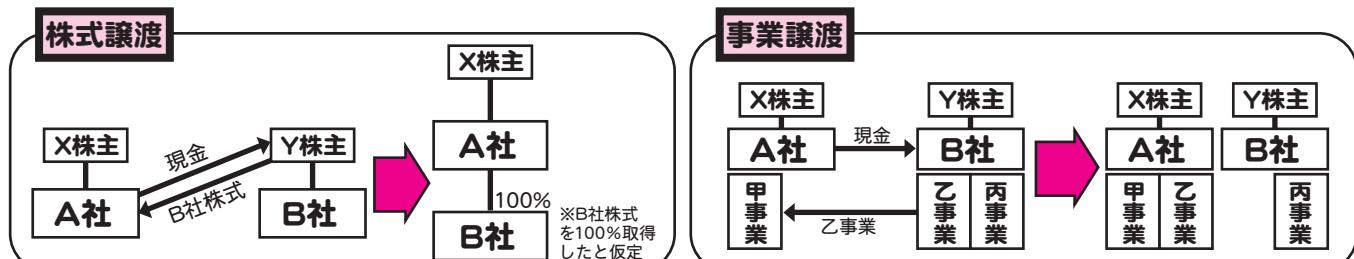
会社分割とは、複数の事業部門を持つ会社が、その一部門を切り出してこれを他の会社に承継する手法です。他社との部門単位での事業統合や、不採算部門の撤退等で使われます。後述の事業譲渡との違いは、買い手企業(A社)にとって、現金ではなく株式を対価とすることができます。



※会社分割には、吸收分割と新設分割がありますが、例示は吸收分割の例。

●株式譲渡・事業譲渡

株式譲渡とは、経営者が所有している株式を第三者に売却することです。株式譲渡は主にM&A、MBO等で用いられます。事業譲渡とは、事業の一部を他の会社に売却することです。先述の会社分割に比べて、より個別の事業単位で売却が可能です。両手法の対価は通常現金です。





適切な後継者がいないのですが、どこに相談すればよいですか？

親族や社内に後継者候補がいない場合には、外部から探す必要があります。

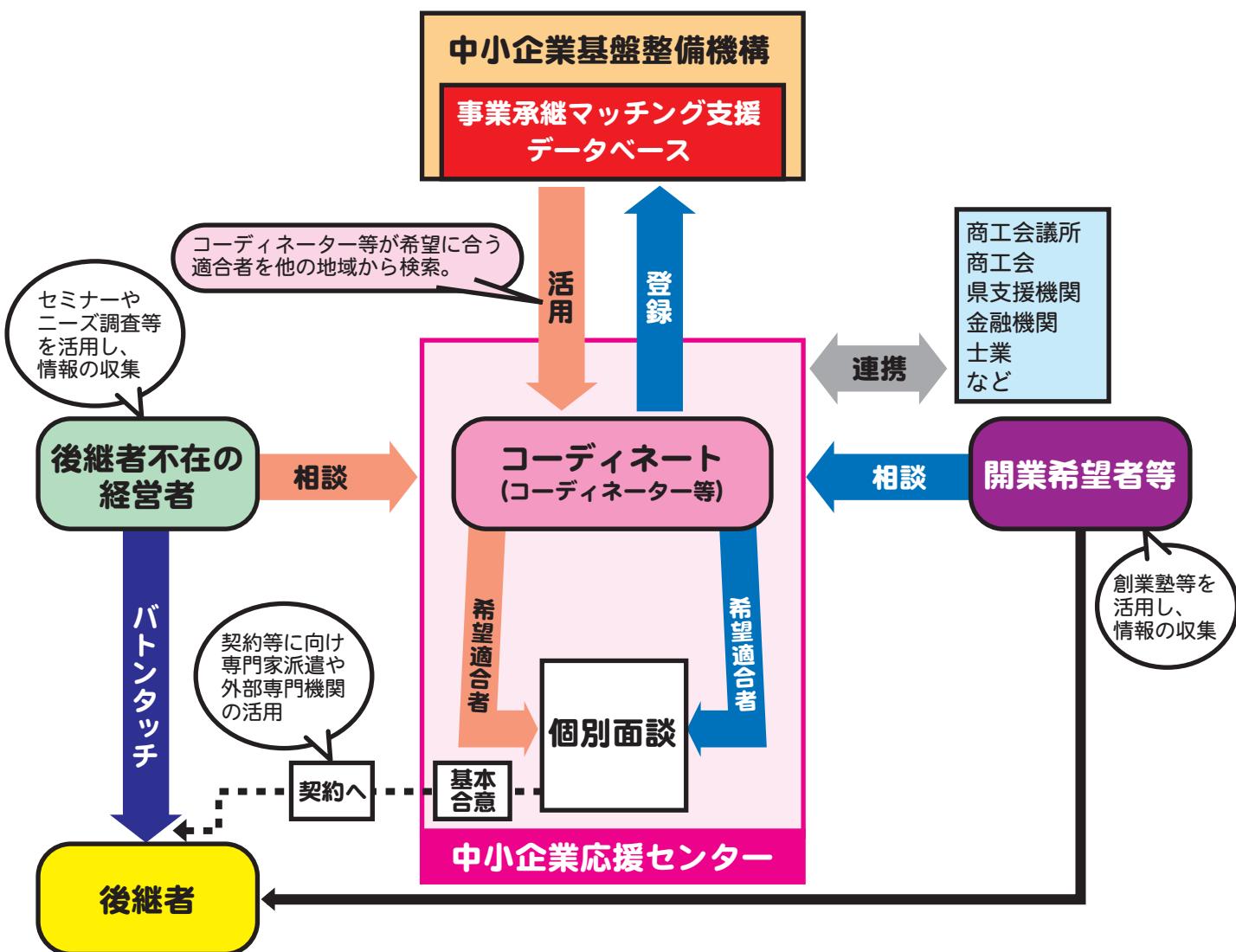
中小企業応援センターでは、中小企業が抱える5つの高度・専門的な経営課題（注）への対応の一環として、親族内及び親族外への事業承継時に生じる様々な課題に悩む中小企業経営者や後継者等を支援するため、中小企業基盤整備機構の事業承継マッチング支援データベースによる外部からのマッチング支援などの事業承継支援に取り組んでいます。

A9

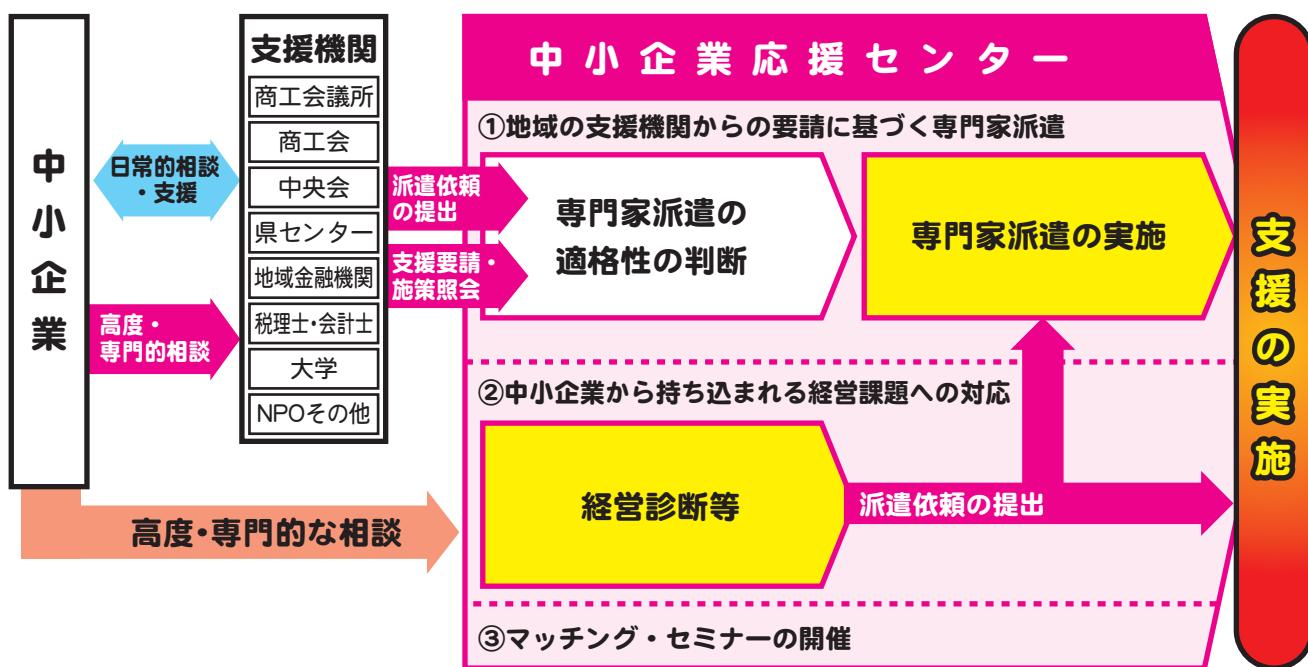
(注) ①新事業展開支援、②創業、事業再生及び再チャレンジ支援、③ものづくり支援、④新たな経営手法への取組支援、などを行っています。

事業承継マッチング支援データベースの活用のイメージ

事業承継マッチング支援データベースとは、以下の図のように、譲渡希望者（後継者不在の経営者）と承継希望者（開業希望者等）が中小企業応援センターに配置された、各コーディネーターの仲介を受け、秘密保持の下、登録を行うことでマッチングを図るもので



中小企業応援センターを活用した場合の支援の流れ



事業概要（事業承継の場合）

中小企業応援センターが、事業承継を主たる支援対象とする場合、事業承継マッチング支援データベースの活用のほか、事業承継への取組として、以下の事業を行います。

1. 事業承継の知見が豊富な専門家の派遣

支援機関及び中小企業経営者からの要請により、弁護士、公認会計士や税理士等専門家を派遣し、専門的知見の必要な課題の整理（問題点の指摘等）についてアドバイスを行います。

2. 相談窓口の設置

事業承継に関する相談窓口を設置し、事業承継に関する相談に応じています。

※窓口相談においては、実務対応（相続税申告書の作成等）は行わず、課題整理（問題点の指摘等）に係るアドバイスまでを行います。

3. 事業承継対策の重要性などを周知するセミナーの開催

経営者・後継者（予定者を含む）等を対象に、親族内・親族外承継を問わず、事業承継対策の重要性などを周知するセミナーを行います。

なお、事業承継支援を希望される場合には、中小企業応援センターの相談窓口をご活用ください。



<中小企業応援センター問い合わせ先一覧>

都道府県	中小企業応援センター名称	お問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道商工会連合会	北海道商工会連合会	011-251-0102
	札幌商工会議所	札幌商工会議所	011-231-1768
	(財)北海道中小企業総合支援センター	(財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2402
	コンソーシアム北海道	(社)北海道中小企業診断士会	011-241-8556
	北海道銀行	北海道銀行	011-233-1379
	北洋銀行	北洋銀行	011-261-1321
	(社)北海道中小企業家同友会	(社)北海道中小企業家同友会	011-611-3411
青森県	青森県中小企業応援センター	(財)21あおもり産業総合支援センター	017-777-4066
岩手県	いわて中小企業応援センター	岩手県商工会連合会	019-622-4165
宮城县	みやぎ中小企業応援センター	仙台商工会議所	022-265-8181
宮城県・山形県	宮城・山形しんくみネットワーク	石巻商工信用組合	0225-95-3333
秋田県	あきた中小企業応援ネットワーク	(財)あきた企業活性化センター	018-860-5611
山形県	やまがた中小企業支援ネットワーク	(財)山形県企業振興公社	023-647-0663
	山形大学「学金連携システムネットワーク」	山形大学	0238-26-3601
福島県	ふくしま中小企業支援ネットワーク	(財)福島県産業振興センター	024-525-4034
茨城県	いばらき地域創造ネットワーク	(社)中小企業診断協会茨城県支部	029-224-5086
	茨城県中小企業応援センター	(財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5339
栃木県	とちぎ中小企業支援ネットワーク	(財)栃木県産業振興センター	028-670-2600
群馬県	群馬県中小企業支援ネットワーク	(財)群馬県産業支援機構	027-255-6503
埼玉県	埼玉県中小企業支援ネットワーク会議	埼玉県商工会連合会	048-641-3613
	(財)埼玉県中小企業振興公社	(財)埼玉県中小企業振興公社	048-647-4085
千葉県	ちばネットワーク	(財)千葉県産業振興センター	047-426-9011
東京都	東京中小企業応援ネットワーク	東京商工会議所	03-3283-7760
	東京東信用金庫	東京東信用金庫	03-3633-5505
	多摩地域中小企業応援センター	多摩信用金庫	042-526-7728
	首都圏・西部地域支援ネットワーク	西武信用金庫	03-3384-6111
神奈川県	かながわ中小企業支援ネットワーク	(財)神奈川産業振興センター	045-633-5202
	リレーションナルかながわ	神奈川県中小企業団体中央会	045-633-5132
新潟県	にいがた中小企業応援センター	(財)にいがた産業創造機構	025-246-0038
長野県	(財)上田繊維科学振興会	(財)上田繊維科学振興会	0268-21-4377
	中小企業応援センターながの	(財)長野県中小企業振興センター	026-227-5028
山梨県	支援ネットワークやまなし	(財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
静岡県	浜松地域中小企業応援センター	浜松信用金庫	053-450-3315
	しづおか中小企業応援センター	(財)しづおか産業創造機構	054-273-4434
	富士山中小企業支援ネットワーク	三島信用金庫	055-973-5637
愛知県	あいち中小企業応援センター	(財)あいち産業振興機構	052-715-3063
	愛知5しんきん中小企業応援センター	碧海信用金庫	0566-77-8118
岐阜県	岐阜県中小企業応援センター	(財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1084
	岐阜県商工会連合会中小企業支援ネットワーク	岐阜県商工会連合会	058-277-1071
三重県	みえ中小企業応援センター	(財)三重県産業支援センター	059-271-5780
	三重県商工会連合会中小企業応援センター	三重県商工会連合会	059-225-3161
富山县	元気とやま創造中小企業支援ネットワーク	(財)富山県新世紀産業機構	076-444-5600
	とやま中小企業応援ネットワーク	北陸銀行	076-423-7180

都道府県	中小企業応援センター名称	お問い合わせ先	電話番号
石川県	中小企業応援センター いしかわ	(財)石川県産業創出支援機構	076-267-1001
	かが能登かなざわ中小企業応援センター	北國銀行	076-223-9747
福井県	福井県中小企業応援センター	(財)ふくい産業支援センター	0776-67-7400
滋賀県	滋賀県中小企業応援センター	(財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
京都府	京都中小企業応援センター	(財)京都産業21	075-315-8660
大阪府	大阪府商工会・中央会ネットワーク	大阪府商工会連合会	06-6947-4340
	大阪中小企業応援センター	大阪商工会議所	06-6944-6471
	近畿大阪中小企業応援センター	近畿大阪銀行	06-6945-4169
	だいしんネットワーク	大阪信用金庫	06-6775-6571
兵庫県	ひょうご中小企業応援センター	(財)ひょうご産業活性化センター	078-230-8149
奈良県	奈良県中小企業応援センター	(財)奈良県中小企業支援センター	0742-36-8312
和歌山县	和歌山県中小企業応援センター	(財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
鳥取県	とっとりコンソーシアム	鳥取県商工会連合会	0857-31-5555
島根県	島根県中小企業応援センター	(財)しまね産業振興財団	0852-60-5115
岡山県	岡山県中小企業応援センター 経営支援ネットワーク	岡山商工会議所	086-232-2266
	岡山県中小企業応援センター 産業振興ネットワーク	(財)岡山県産業振興財団	086-286-9626
広島県	広島県中小企業応援センター	広島商工会議所	082-222-6691
	中国地域支援ネットワーク	広島銀行	082-504-3826
	ひろしま診断協会	(社)中小企業診断協会広島県支部	082-221-5031
山口県	山口県中小企業応援センター 経営支援ネットワーク	下関商工会議所	083-222-3333
	山口県中小企業応援センター 産業振興ネットワーク	(財)やまぐち産業振興財団	083-922-3700
徳島県	徳島県中小企業応援センター 中小企業支援ネットワーク	徳島県商工会連合会	088-623-2014
	とくしま中小企業応援センター	(財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
香川県	かがわ中小企業応援センター	(財)かがわ産業支援財団	087-840-0391
	四国産学連携中小企業応援センター	(株)テクノネットワーク四国	087-811-5039
愛媛県	えひめビジネスサポートネットワーク「チームえひめ」	(財)えひめ産業振興財団	089-960-1100
高知県	高知県中小企業応援センター	(財)高知県産業振興センター	088-845-6600
福岡県	中小企業支援ネットワーク福岡	(財)福岡県中小企業振興センター	092-622-5432
	北九州地域中小企業支援ネットワーク	北九州商工会議所	093-541-0188
	中小企業応援センター福岡	福岡商工会議所	092-441-2161
佐賀県	佐賀県中小企業応援センター	佐賀県中小企業団体中央会	0952-23-4598
長崎県	長崎中小企業応援センター	長崎県商工会連合会	095-824-5413
	佐世保商工会議所中小企業応援センター	佐世保商工会議所	0956-22-6121
熊本県	くまもと中小企業応援センター	(財)くまもとテクノ産業財団	096-286-3311
大分県	中小企業支援ネットおおいた	(財)大分県産業創造機構	097-537-9111
	おおいた中小企業応援センター	大分県商工会連合会	097-534-9507
宮崎県	宮崎県中小企業応援センター	宮崎県商工会連合会	0985-24-2057
	宮崎県中小企業支援ネットワーク	(財)宮崎県産業支援財団	0985-74-3850
鹿児島県	かごしま中小企業応援センター	(財)かごしま産業支援センター	099-219-1273
沖縄県	中小企業応援センターおきなわ	沖縄県商工会連合会	098-859-6150
	沖縄中小企業支援ネットワーク	(財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237

IV 後継者への経営権の集中方法



自社株式や事業用資産を後継者に集中させていきたいのですが、どのような方法がありますか？

A10 円滑な事業承継を行い、承継後の経営を安定させるためには、後継者や協力的な株主に相当数の自社株式や事業用資産を集中させることが重要です。その方法としては、（1）生前贈与・遺言、（2）会社や後継者による買取り、（3）会社法の活用などがあります。

（1）生前贈与・遺言

経営者が所有している自社株式や事業用資産を後継者に集中させる方法としては、後継者への生前贈与や遺言の活用があります。

生前に何の対策もしないまま経営者が死亡すると、相続財産の大半が自社株式や事業用資産である場合、後継者がこれらを集中的に取得することについて他の相続人の同意を得ることが難しくなります。

したがって、経営者の生前に贈与をしたり、遺言を作成するなどして、予め対策を講じるのが有効です。

（2）会社や後継者による買取り

経営者の死亡によって相続人間に自社株式や事業用資産が分散してしまう場合などには、会社や後継者が、これらを相続人などから買い取るという方法もあります。

（3）会社法の活用

他にも、相続の際に自社株式（議決権）を後継者に集中又は分散を防止する方法として、

- ① 株式の譲渡制限や相続人に対する売渡請求制度
- ② 種類株式（議決権制限株式など）

といった会社法の制度を活用する方法もあります。

信託の活用

生前贈与・遺言、会社などによる自社株式の買取り、会社法の活用といった方法のほか、信託法で認められている遺言代用信託や後継ぎ遺贈型の受益者連続信託などを活用する方法もあります。

信託においては、経営者と信託銀行などの受託者との間の信託契約において、個々の会社の実情を踏まえた柔軟な事業承継の仕組みを構築することが可能です。

社団法人信託協会では、信託の仕組みと信託業務に関する相談窓口を設けておりますので、

ご照会ください。【信託相談所：0120-817335（フリーダイヤル）】

遺言や会社法の各種制度を活用するためには、法律や税務の専門知識が必要になるので、専門家を交えて事前に十分な検討を行っておく必要があるんじゃぞ。





生前贈与や遺言によって 後継者に自社株式や事業用資産を集中させる場合、 どのような点に注意が必要ですか？

A11 生前贈与や遺言は、経営者が所有している自社株式や事業用資産を後継者に集中させる方法として有効ですが、それぞれメリット・デメリットがあるので、注意が必要です。

(1) 生前贈与

経営者の生存中に、自社株式や事業用資産の所有権を後継者に移転する方法です。遺言と違って経営者は自由に撤回することができませんので、自社株式などを譲り受けた後継者の地位が安定するのもメリットです。

* 自社株式や事業用資産を相続人である後継者に贈与した場合には、「特別受益」となるので、遺留分による制約を受けます（特別受益と遺留分の関係についてはQ14参照）。

* 生前贈与の場合には、一般的には、相続税に比べて高額な贈与税が課税されます（暦年課税の場合）。

* 「仮装の贈与ではないか」といった疑問を持たれないようにするために、贈与契約書を作成し、名義変更（株主名簿の書換、所有権移転登記など）の手続を終えておくことが重要です。

(2) 遺言

自社株式や事業用資産を後継者に相続させる旨又は遺贈する旨の遺言を作成し、経営者の死亡時に後継者にこれらを取得させる方法です。

遺言には、主に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2種類があります。それぞれの特徴は次のとおりです。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者が、日付、氏名、財産の分割内容等の全文を自書し、押印して作成。	遺言者が、原則として、証人2人以上とともに公証役場に出かけ、公証人に遺言内容を口述し、公証人が筆記して作成。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言者が単独で作成できる。 ・費用がかからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言の形式不備等により無効になるおそれがない。 ・原本は、公証役場にて保管されるため、紛失・隠匿・偽造のおそれがない。 ・家庭裁判所による検認手続が不要である。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・文意不明、形式不備等により無効となるおそれがある。 ・遺言の紛失・隠匿・偽造のおそれがある。 ・家庭裁判所の検認手続が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成までに手間がかかる。 ・費用（注）がかかる。 <p>（注）費用の目安として、1億円の遺産を3人の相続人に均等に与える場合は、約10万円の手数料が必要となる。</p>

※生前贈与の場合と同様に、遺留分による制約を受けます。

※遺言者である経営者はいつでも遺言の撤回ができるので、生前贈与の場合に比べて、後継者の地位が不安定となります。

【遺言の作成例】 (内容に関しては、自筆証書遺言・公正証書遺言に共通)

<p>○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○</p> <p>○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○</p> <p>○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○</p>	<p>○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○</p> <p>○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○</p> <p>○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○</p>	<p>○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○</p> <p>○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○</p> <p>○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○</p>
<p>(2) (1)</p>		
<p>遺言者 ○○○○ 印 ⁽⁴⁾</p> <p>○○○○ 印 ⁽⁵⁾</p> <p>○○○○ 印 ⁽⁶⁾</p>		
<p>○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○</p>		

遺言者

遺言書

遺言者 ○○○○
1、私名義の次の物件を△△△△に相続させる。
1、××市××町×丁目×番
宅地 ××平方メートル

2、同所同番地所在
家屋番号×番 木造瓦葺き二階建居宅
床面積 ×××平方メートル

二、私名義の××銀行支店に有する預金すべてを□□□□に相続させる。

三、私が所有している××株式会社の株式○○○○株を、◇◇◇◇に相続させる。

四、以上に定める財産以外のすべての財産を△△△△に相続させる。

五、この遺言の執行者として、××市××町×丁目×番●●●●を指定する。

六、遺言執行者●●●●に対しても、本遺言執行のための預貯金等の名義変更、解約及び換金等一切の処分を行う権限を付与する。

遺言内容の実現を確実にするため、遺言執行者を指定しておくのが望ましい。

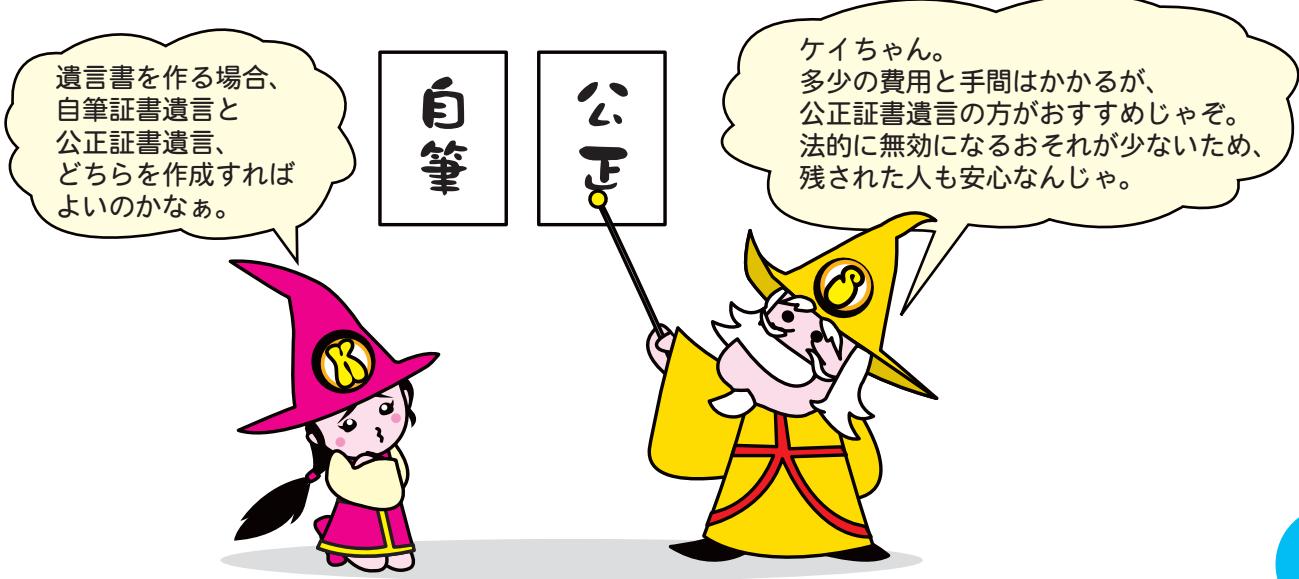
- ・利害関係者を遺言執行者とすることはなるべく避け、弁護士等専門知識を有する第三者を指定しておく。
- ・遺言に基づいて金融機関から預金の払戻しを行う際の手続きを円滑化する観点からは、六、のような文言を盛り込んでおくことが有効。

紛争が生じないよう、すべての相続財産の分割方法をもれなく指定しておく。

- ・特に四、のような文言を盛り込んでおくことが有効。
- ・他の相続人の遺留分を侵害しないように十分注意することが必要。

【自筆証書遺言を作成する際の形式上の注意点】

- ・全文自筆で作成（ワープロ等不可）。また、①日付、②署名、③押印が必要。これらの要件を欠くものは無効となる。
- ・加除変更の際には、④変更箇所を特定した上でその内容を記し、⑤署名、⑥変更の箇所に押印することが必要。





すでに分散してしまっている自社株式を後継者に集中するためには、どのようにすればよいですか？

A12 すでに自社株式が分散してしまっている場合には、後継者の経営権を確保するため、後継者や会社が個々の株主から株式を買い取る、あるいは、会社が新株を発行して後継者だけに割り当てる、などの方法があります。

(1) 後継者が他の株主から株式を買い取る方法

後継者自身が他の株主と交渉して株式を買い取るという方法があります。

(2) 会社が後継者以外の株主から買い取る方法

会社が後継者以外の株主から自社株式を買い取って、後継者の持株比率を高めるという方法があります。

【具体的な支援措置】

①後継者による自社株式の買取資金、②会社による自社株式の買取資金については、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫から低利で融資を受けることが可能となっています。（Q20参照）

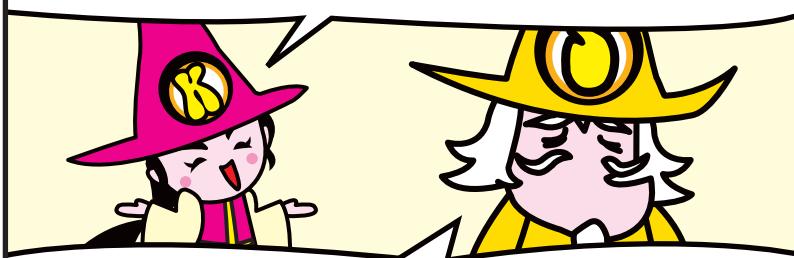
ただし、①については、平成20年10月1日に施行された経営承継円滑化法の金融支援措置として、経済産業大臣の認定を受けることが必要です。

(注) これらに加え、株式会社商工組合中央金庫も独自の融資制度を平成20年10月1日から開始しました。

(3) 会社が新株を発行して後継者だけに割当てる方法

以上のことのほかに、会社が新株を発行して後継者だけに割当て、後継者の持ち株比率を高める、という方法もあります。

ショウ先生、
株式が分散しても（2）や（3）を実施すればいいから
安心ですね。



いやいや、（2）、（3）の場合には、
株主総会で、3分の2以上の議決権を有する株主の賛成を得なければならないので、大変なんじゃよ。

つまり、
一度株式が分散してしまった場合には、
それを再度集中することは難しいので、
分散する前にその防止策を講じるのが
重要じゃ。





自社株式の集中や分散防止のために、会社法のどの制度を活用すればよいですか？

A13 自社株式（議決権）の集中や分散防止のためには、会社法の（1）株式の譲渡制限、（2）相続人にに対する売渡請求、（3）種類株式（議決権制限株式など）などが活用できます。

（1）株式の譲渡制限

定款で、株式を譲渡する場合に会社の承認を必要とすることにより、自社株式の分散を防ぐことができます。

*新たにこの制度を導入する定款変更のためには、株主総会の特殊決議（総株主の人数の半数以上で、かつ、総株主の議決権の3分の2以上の賛成）が必要になります。

（2）相続人に対する売渡請求

株式の譲渡制限を行なっても、相続や合併による取得には適用されませんので、相続などによる分散を防ぐため、定款を変更して、株式を相続した株主に対して会社がその売渡しを請求できるようにする、という方法があります。

*この定款変更には株主総会の特別決議（議決権の3分の2以上を有する株主の賛成）が必要で、売渡請求をする場合にも、その都度、特別決議が必要です。また、経営者が死亡して自社株式を後継者が相続した場合にも、会社から売渡請求がなされる可能性があるので、注意が必要です。

（3）種類株式

株式会社は、普通株式のほかに、種類株式（剩余金の配当、議決権などの権利内容の異なる株式）を発行することができますが、自社株式（議決権）の集中や分散防止に活用できるのは、①議決権制限株式、②拒否権付株式（黄金株）などです。

① 議決権制限株式

議決権制限株式（株主総会での議決権の全部又は一部が制限されている株式）を活用して、後継者には議決権のある株式を、それ以外の相続人には議決権のない株式を、それぞれ取得させて、後継者に議決権を集中させることができます。

*議決権のない株式の株主は、基本的に会社からの配当を期待するしかありませんので、非後継者に納得してもらうには、優先的に配当を実施するなどの配慮が必要です。

② 拒否権付株式（黄金株）

経営者が、自社株式の大部分を後継者に譲るけれども不安が残る、という場合には、経営者が拒否権付株式（一定の事項について、株主総会決議のために、必ず、拒否権付株式の株主総会決議が必要、という株式）を保有し、後継者の経営に助言を与えられる余地を残しておく、といった方法があります。

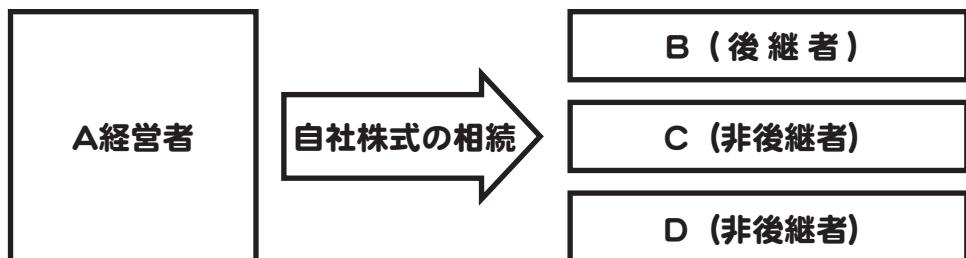
*経営者と後継者の間で意見の対立が生ずると、どちらの議案も可決できない状態に陥る危険性もあるので、注意が必要です。また、拒否権付株式は強い効力を有するので、万が一にも他の人の手に渡ることのないよう、できれば前経営者の生前に消却するようにしましょう。

(注) 一定の事由が生じたときに会社がその株式を株主の同意なしに買い取ることができる取得条項付株式の活用や、全株式に譲渡制限がなされている会社においては議決権や配当などについて株主ごとに異なる取扱いをすることにより対応することもできます。

●事業承継における会社法の活用例

【事例】

株式譲渡制限会社の経営者であるAから、事業の後継者Bを含む子3名に自社株式を相続させる場合



【問題点】

- ◇遺留分等の民法上の権利（Q14参照）に留意して、B、C、Dにそれぞれ自社株式を相続させると、自社株式が分散し、後継者Bの経営権が不安定になる。
- ◇自社株式の分散を防ぐには、非後継者であるC、Dに自社株式以外の資産を取得させる必要があるが、そのためには多額の現金またはこれに代わる資産等が必要となる。

〈活用例1〉相続人に対する売渡請求

★会社法上の制度

相続や合併といった譲渡以外の事由によって移転した株式（譲渡制限株式に限る）について、会社が売渡請求を行うことが可能。

★事例への対応例

C、Dや親族外への相続による自社株式の移転について、定款に規定することにより、移転後の自社株式について会社が売渡請求を行うことが可能。

〈活用例2〉議決権制限株式の活用

★会社法上の制度

株式譲渡制限会社において、議決権制限株式の発行限度がない。
(会社法施行前は、発行済株式総数の2分の1までという制限あり)

★事例への対応例

相続に先立って、議決権制限株式を発行し、後継者Bに議決権株式を、C、Dに議決権制限株式を相続させる旨の遺言を作成しておくことにより、後継者Bに議決権を集中することが可能。

V 事業承継と民法《遺留分》



遺留分とは何ですか？

A14

本来、自分の財産は、誰に、どのようにあげるのも自由なはずですが、民法は、遺族の生活の安定や最低限度の相続人間の平等を確保するために、相続人（兄弟姉妹を除く。）に最低限の相続の権利を保障しています。これが「遺留分」で、被相続人からの生前贈与や遺言などによって、他の人が過大な財産を取得したために自分の取得分が遺留分より少なくなってしまった場合には、その人が贈与された財産などを取り戻すことができます（遺留分減殺請求権）。ところが、この遺留分が、中小企業の円滑な事業承継にとって大きな制約となっているのです。

(1) 遺留分の計算方法

う~ん
「遺留分」は
どうやって
計算するんだろ？

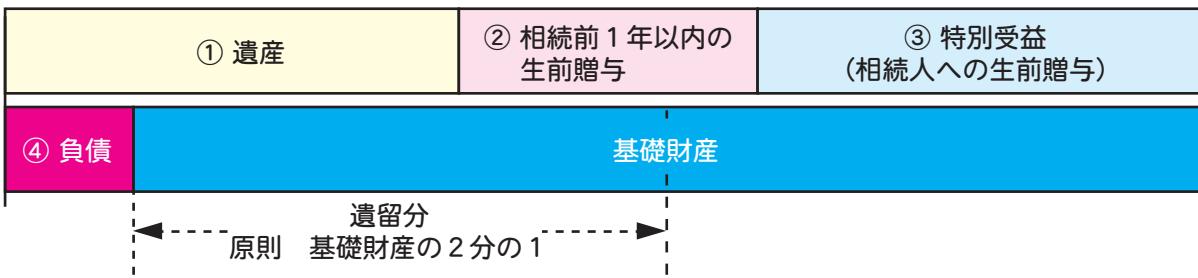
そして、
個々の相続人の遺留分は、
この遺留分の総額に、
個々の相続人の法定相続分を
かけて計算することになっておる。

③の「特別受益」
って、
何ですか？

それは、
相続人が被相続人から
婚姻や養子縁組のため、
あるいは生計の資本として
生前に受けた贈与などを
指すんじゃ。

②の贈与とは
どう違うんですか？

②の「贈与」と違うところは、
③の「特別受益」が「相続人への」
贈与という点で、要するに、相続の
前渡し分、というところじゃな。
相続税の計算のときは、相続の
3年前までの贈与に限って相続財産
に加えられることになっておるが、
遺留分の計算では「特別受益」に
あたる贈与は相続の何年前に
なされたものであっても、
遡って全て基礎財産に算入される
ので、注意が必要じゃ。



(2) 自社株式などの後継者への集中と遺留分

中小企業の経営者の場合、その個人資産の大部分が自社株式や事業用資産ですので、相続人が複数いる場合、経営者が遺言や生前贈与によって後継者に自社株式や事業用資産を集中して承継させようとすると、他の相続人の遺留分を侵害してしまう可能性があります。それでも強行しようとすると、遺留分を侵害された相続人から遺留分の減殺請求を受けて、相続紛争の原因となったり、結果として、自社株式や事業用資産が分散してしまうので、事業承継にとっては大きなマイナスとなります。

(3) 生前贈与された自社株式の評価

経営者から後継者に自社株式が生前贈与された場合、何年前になされたものであっても「特別受益」として遺留分算定の基礎財産に加えられますが、その基礎財産に加えられる金額は、贈与された時点ではなく、経営者の相続開始時点での評価によります。従って、例えば、贈与を受けてから相続開始時までの間に評価額が上昇していれば、上昇後の評価額が贈与を受けた額となって基礎財産に算入されます。

しかも、その評価額の上昇について、贈与を受けた後継者の貢献があったとしても考慮されません。このため、自社株式の贈与を受けた後、後継者が経営に尽力して会社の価値を上昇させればさせるほど、他の相続人の遺留分の額を増加させる、というジレンマに陥ることとなり、会社経営に対する後継者の意欲を削いでしまうおそれがあります。



Q15

遺留分による紛争や自社株式・事業用資産の分散を防止するためには、どのようにすればよいですか？

A15

遺留分による紛争や自社株式・事業用資産の分散を防止する方法としては、

- (1) 遺留分の事前放棄、(2) 経営承継円滑化法の民法特例の活用が考えられます。

（1）遺留分の事前放棄

現行の民法でも、遺留分を有する相続人は、被相続人の生前に自分の遺留分を放棄することができますので、後継者以外の相続人（非後継者）が経営者の生前に遺留分を放棄することによって遺留分をめぐる紛争や自社株式・事業用資産の分散を防止することができます。

しかしながら、遺留分を放棄するには、放棄しようとする非後継者が自分で家庭裁判所に申立てをして許可を受けなければならないため、放棄のメリットのない非後継者にとっては大きな負担となります。このため、遺留分の放棄について非後継者の了解を得るのは難しいのが実情です。

また、遺留分放棄についての家庭裁判所の審理は個々の申立てごとに行われますので、非後継者が複数いる場合には、その許可・不許可の判断がバラバラになる可能性があります。そうなると、自社株式などの分散防止の対策としては不十分ですし、遺留分を放棄した者とそうでない者との間に不公平が生じることになります。

（2）経営承継円滑化法の民法特例の活用

このような自社株式などの承継に関する遺留分による制約の問題に対処し、現行の遺留分の事前放棄の制度の限界を補うため、平成20年5月9日に成立した経営承継円滑化法に基づき、遺留分に関する民法の特例ができました。

この特例では、経営者から後継者に生前贈与された自社株式について、遺留分算定基礎財産から除外することができます。また、経営者から後継者に生前贈与された自社株式について、基礎財産に算入する際の価額を固定することもできます。

この特例は、いずれも後継者を含む現経営者の推定相続人全員の合意を前提とするもので、経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可が必要となっていますが、いずれの手続も、メリットを享受する後継者が単独で行うことができます。このように、民法特例においては、現行の遺留分の放棄に比べて、非後継者の手続的な負担が大きく軽減されています。

税制との関係

平成21年度税制改正において、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が創設されました（Q25、27参照）。

しかし、民法特例の制度と非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度には直接の関係はなく、民法特例の制度を利用したからといって、必ず適用されるというものではありません。





経営承継円滑化法の民法特例の内容は、 どのようなものですか？

A16

経営承継円滑化法の民法特例には、後継者を含む経営者の推定相続人全員の合意

により、経営者から後継者に生前贈与された自社株式について、（1）遺留分算定の基礎財産から除外する「除外特例」、（2）遺留分算定の基礎財産に算入する際の価額を固定する「固定特例」があります。

（1）除外特例

後継者と非後継者は、後継者が経営者から生前贈与等によって取得した自社株式について、遺留分算定の基礎財産に算入しない、という合意をすることができます。

この合意の対象とした自社株式については、遺留分算定の基礎財産に算入されず、遺留分減殺の対象から外れますので、相続によって自社株式が分散することを防止することができます。

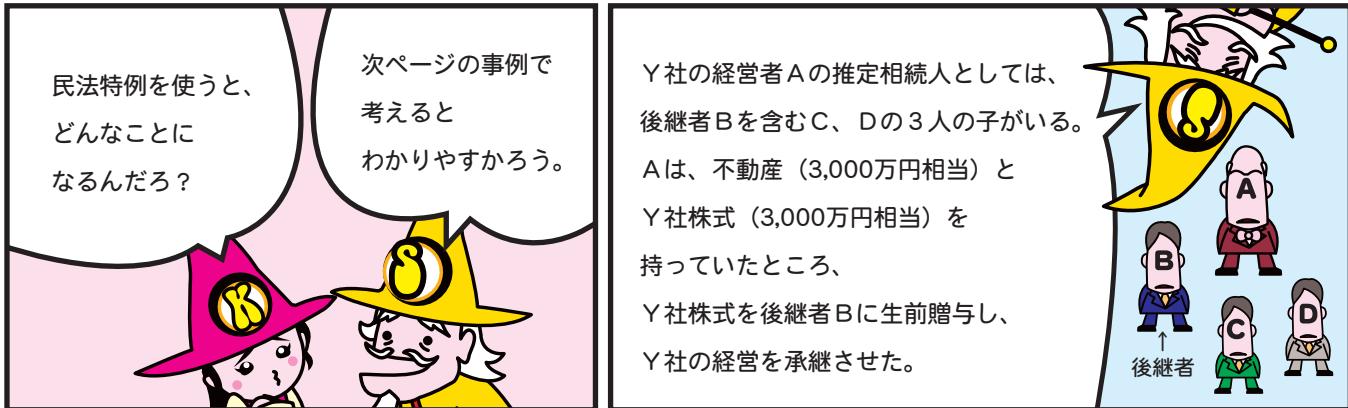
（2）固定特例

後継者と非後継者は、後継者が経営者から生前贈与等によって取得した自社株式について、遺留分算定の基礎財産に算入する価額を合意時点の価額とすることを合意することができます。

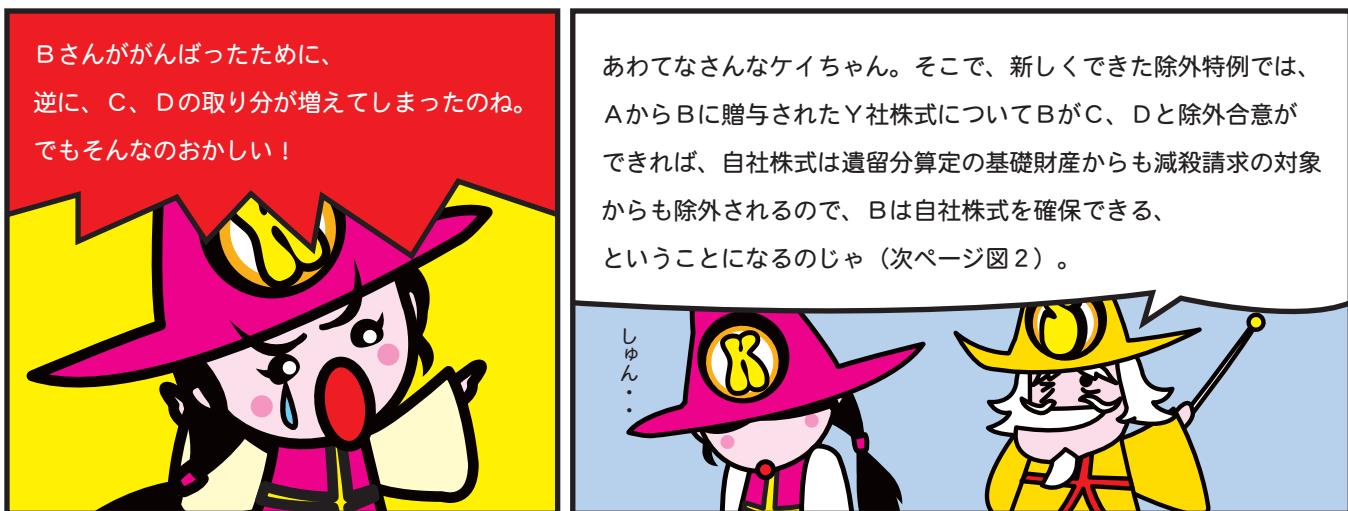
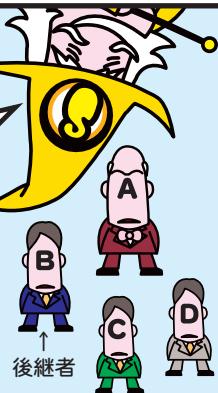
この合意の対象とした自社株式については、遺留分算定の基礎財産に算入する際、その価額が当該合意の時における価額に固定されるので、後継者は、将来の価値上昇による遺留分の増大を心配することなく経営に専念することができます。なお、合意する株式の価額は、その適正さを裏付けるために「合意の時における相当な価額」であることについて、弁護士、公認会計士、税理士の証明が必要となっています。

（3）その他

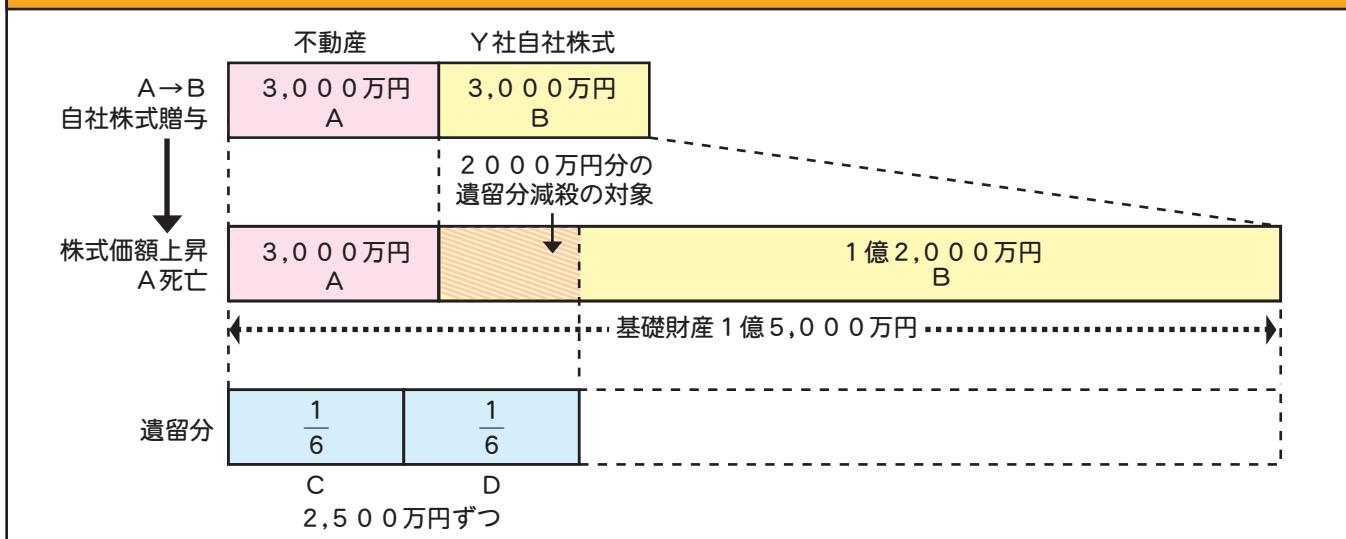
上記の除外特例又は固定特例に関する合意をする際には、非後継者が経営者からの生前贈与等によって取得した財産についても、遺留分算定の基礎財産に算入しないという合意をすることができます。これを活用して、後継者と非後継者の間のバランスをとって、相互に納得できる内容となるよう工夫をすることが重要です。



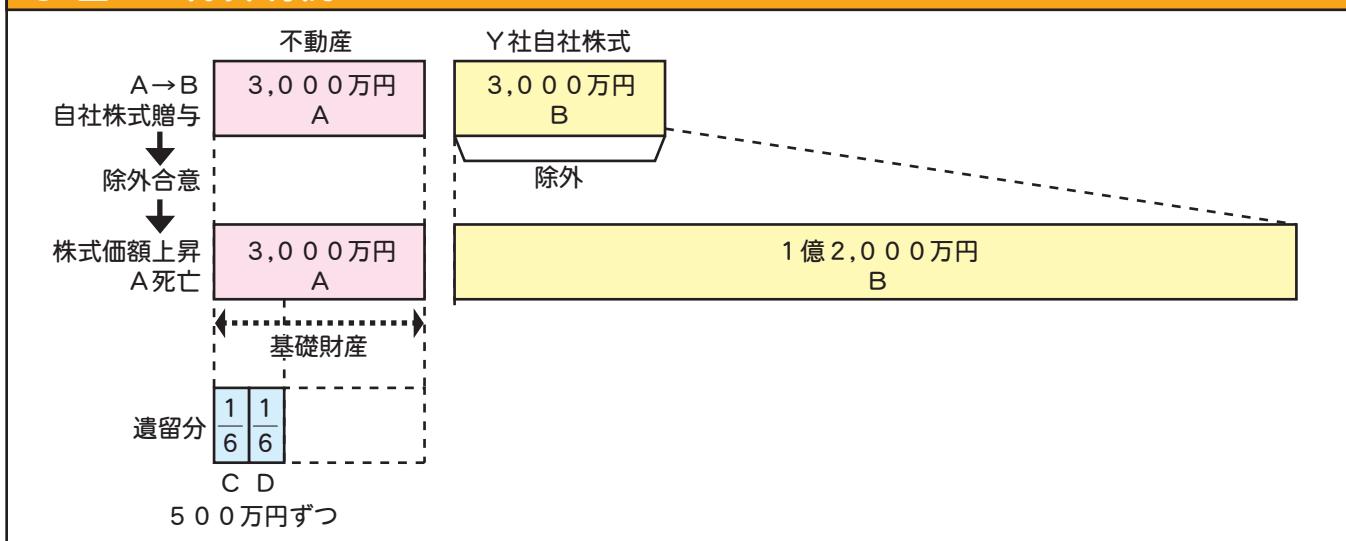
Y社の経営者Aの推定相続人としては、
後継者Bを含むC、Dの3人の子がいる。
Aは、不動産（3,000万円相当）と
Y社株式（3,000万円相当）を
持っていたところ、
Y社株式を後継者Bに生前贈与し、
Y社の経営を承継させた。



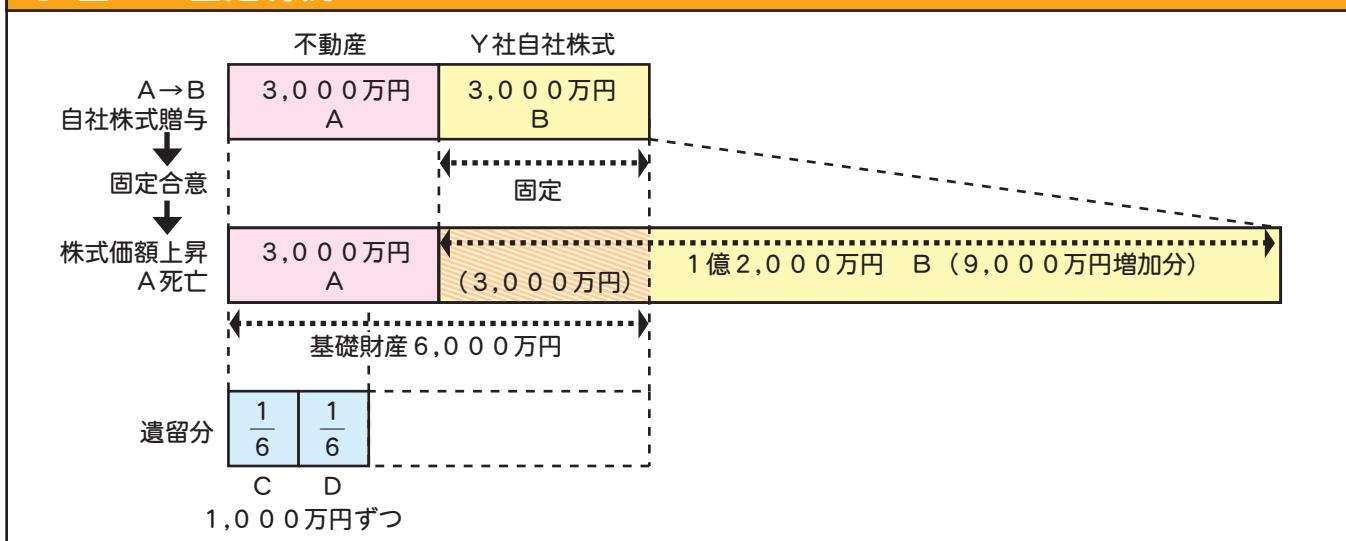
● 図1：これまで



● 図2：除外特例



● 図3：固定特例



除外特例と
固定特例は
どちらか一方しか
使えないんですか？



そうではないのじゃ。
一部の自社株式を
除外特例の対象とし、
残りを固定特例の対象と
することも可能なのじゃよ。



状況に合わせて
色々な使い方が
出来るなんて、
便利ですね。



民法特例を利用するための 主な要件はどういうものですか？

A17 経営承継円滑化法の民法特例を利用するためには、（1）会社、（2）先代経営者、（3）後継者は、それぞれ幾つかの要件を満たす必要があります。また、合意をする際には、（4）合意の必要条件も満たす必要があります。

（1）会社

民法特例を受けるためには、中小企業であることが必要であり、3年以上継続して事業を行っている非上場会社である必要があります。

（2）先代経営者

民法特例を受ける先代経営者は、過去又は現在において、会社の代表者である必要があります。また、先代経営者の推定相続人のうち、少なくとも一人に対して会社の株式を贈与していかなければいけません。

（3）後継者

民法特例を受ける後継者は、先代経営者の推定相続人であり、現在において、会社の代表者である必要があります。

また、先代経営者からの贈与等により株式を取得して、会社の議決権の過半数を保有する必要があります。

（4）合意の必要条件

民法特例に係る合意をする際には以下の条件をクリアしている必要があります。

- ①当事者（先代経営者の遺留分を有する推定相続人全員）の合意
- ②合意の対象となる株式を除くと、後継者が議決権の過半数を確保することができないこと
- ③以下の場合に非後継者がとることができる措置の定めがあること
 - ・後継者が合意対象の株式等を処分した場合
 - ・先代経営者生存中に後継者が代表者でなくなった場合





民法特例の合意書には、何を記載すればよいですか？ また、どのような手続きが必要ですか？

経営承継円滑化法の民法特例を利用するためには、その合意について書面を作成することが必要です。また、この特例の適用を受けるためには、経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可を受ける必要があります。

A18

(1) 民法特例の合意書の記載事項

合意書には、必ず記載しなければならない事項と必要に応じて記載する事項があります。

必ず記載しなければならない事項	必要に応じて記載する事項
<ul style="list-style-type: none"> ① 合意が会社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とすること ② 後継者が経営者からの贈与等により取得した自社株式について <ul style="list-style-type: none"> ・遺留分算定の基礎財産から除外する旨 ・遺留分算定の基礎財産に算入すべき額を固定する旨 ③ 次の場合に非後継者がとり得る措置 <ul style="list-style-type: none"> ・後継者が②の合意の対象とした自社株式を処分した場合 ・後継者が経営者の生存中に代表者を退任した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ④ 後継者が経営者からの贈与等により取得した自社株式以外の財産（事業用資産など）を遺留分算定の基礎財産から除外する旨 ⑤ 推定相続人間の衡平を図るための措置 ⑥ 非後継者が経営者からの贈与等により取得した財産を遺留分算定の基礎財産から除外する旨

【必ず記載しなければならない事項③の具体例】

- ・非後継者は、合意を解除することができる。
- ・非後継者は、後継者に対し、対象株式を他に処分して得た金銭の一定割合に相当する額を支払うよう請求することができる。
- ・非後継者は、後継者に対し、一定の違約金、制裁金を請求することができる、

【必要に応じて記載する事項⑤の具体例】

- ・後継者は、非後継者に対し、一定額の金銭を支払う。
- ・後継者は、先代経営者に疾病が生じたときの医療費を負担する。

【必要に応じて記載する事項⑥の具体例】

非後継者が経営者からの贈与により取得した現預金や自宅不動産について遺留分算定の基礎財産から除外する。

(2) 手続き

この民法特例に係る合意が効力を生じるには、

- ① これらの合意をしてから1ヶ月以内に、経済産業大臣の確認を申請しなければなりません。
- ② 経済産業大臣の確認を受けてから1ヶ月以内に、家庭裁判所の許可の申立てをする必要があります。

民法特例のための合意書の作成やその後の手続については、法律的な専門知識が必要となりますので、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家とよく相談をしましょう。

※なお、経営者から後継者に生前贈与がなされた時期については制限はありませんが、これらの合意は、平成21年3月1日（民法特例の施行日）以降になされたものでなければなりません。

＜合意書のひとつのイメージ＞

合意書

旧代表者Aの遺留分を有する推定相続人であるB、C及びDは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、単に「法」という）に基づき、以下のとおり合意する。

（目的－法7条1項1号）

第1条 本件合意は、BがAからの贈与により取得したY社の株式につき遺留分の算定に係る合意等をすることにより、Y社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とする。

（確認－法3条2項及び3項）

第2条 B、C及びDは、次の各事項を相互に確認する。

- ① AがY社の代表取締役であったこと。
- ② B、C及びDがいずれもAの推定相続人であり、かつ、これらの者以外にAの推定相続人が存在しないこと。
- ③ Bが、現在、Y社の総株主（但し、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く）の議決権〇〇個の過半数である〇〇個を保有していること。
- ④ Bが、現在、Y社の代表取締役であること。

（除外合意、固定合意－法4条1項1号及び2号）

第3条 B、C及びDは、BがAからの平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得したY社の株式〇〇株について、次のとおり合意する。

- ① 上記〇〇株うち□□株について、Aを被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない。
- ② 上記〇〇株うち△△株について、Aを被相続人とする相続に際し、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を〇〇〇〇円（1株あたり☆☆☆円。弁護士××××が相当な価額として証明をしたもの。）とする。

（衡平を図るための措置－法6条）

第4条 B、C及びDは、Aの推定相続人間の衡平を図るための措置として、次の贈与の全部について、Aを被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

- ① CがAから平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した現金1,000万円
- ② DがAから平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した下記の土地
〇〇所在〇〇番〇〇宅地〇〇m²

（後継者以外の推定相続人がとることができる措置－法4条3項）

第5条 Bが第3条の合意の対象とした株式を処分したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれ、Bが処分した株式数に〇〇〇万円を乗じて得た金額を請求できるものとする。

2 BがAの生存中にY社の代表取締役を退任したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれ〇〇〇万円を請求できるものとする。

3 前二項のいずれかに該当したときは、C及びDは、共同して、本件合意を解除することができる。

4 前項の規定により本件合意が解除されたときであっても、第1項又は第2項の金員の請求を妨げない。

（経済産業大臣の確認－法7条）

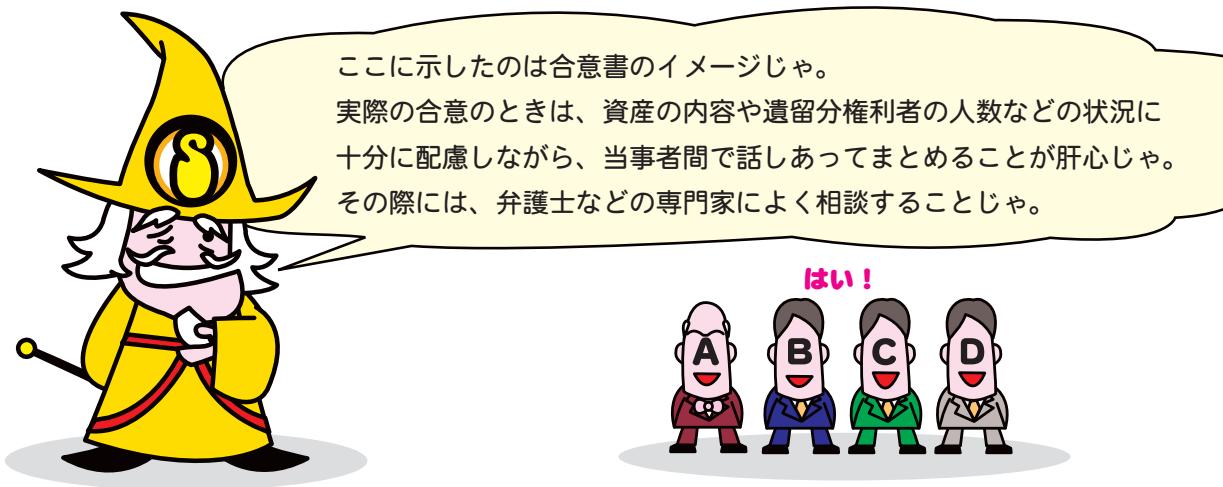
第6条 Bは、本件合意の成立後1ヵ月以内に、法7条所定の経済産業大臣の確認の申請をするものとする。

2 C及びDは、前項の確認申請手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同確認申請手続に協力するものとする。

（家庭裁判所の許可－法8条）

第7条 Bは、前条の経済産業大臣の確認を受けたときは、当該確認を受けた日から1ヵ月以内に、第3条及び第4条の合意につき、管轄家庭裁判所に対し、法8条所定の許可審判の申立をするものとする。

2 C及びDは、前項の許可審判申立手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同許可審判手続に協力するものとする。



民法の特例に係る経済産業大臣の確認の申請窓口

中小企業庁 事業環境部 財務課

電話：03-3501-1511（内線 5281-4）

03-3501-5803（直通）

住所：〒100-8912東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

VI 事業承継に必要な資金



事業承継に際しては、 どのような資金が必要となるのですか？

A19 事業承継においては、後継者が経営権を確保するため、後継者本人や会社が、自社株式や会社の事業の用に供している土地などの事業用資産を取得する必要があります。

主に考えられる資金として、以下のようなものがあります。

(1) 親族内承継

親族内で事業承継を行う場合、後継者（会社代表者・個人事業主）や会社は、以下のような資金を確保する必要があります。

- ① 後継者が、相続等で分散した自社株式や事業用資産を買い取るための資金
- ② 後継者が、相続や贈与によって自社株式や事業用資産を取得した場合に必要な相続税や贈与税の納税資金
- ③ 会社が、後継者や他の相続人等から自社株式や事業用資産を買い取るための資金

(2) 親族外承継

親族外承継としては、以下のようなものがありますが、承継する個人や会社は、株式や事業の買取資金が必要になります。

① 経営陣や従業員が買い取るケース(MBO・EBO)

会社や個人事業のオーナー以外の経営陣や従業員が、株式や事業の一部又は全部を買い取って承継を行うものです。買取方法としては、経営陣等が直接買い取る方法と、経営陣等が設立した会社が買い取る方法の二種類があります。(Q6 参照)

② 社外の個人や会社が買い取るケース

社外の個人や会社が株式や事業の一部又は全部を買い取って承継を行うものです。





事業承継に際して必要となる資金の調達方法には、どのようなものがありますか？

A20 資金調達方法としては、民間金融機関からの融資のほかに、政府系金融機関からの低利融資などがあります。また、金融機関から融資を受けやすくするため、信用保証協会による信用保証も活用できます。

(1) 政府系金融機関からの融資

株式会社日本政策金融公庫が以下の融資制度を取り扱っています。各融資については、通常の金利（基準金利）と比べて利率の低い特別利率①（注）が適用されています。なお、沖縄県では、沖縄振興開発金融公庫において、同様の低利融資を取り扱っています。

また、株式会社商工組合中央金庫においても、独自に事業承継のための融資制度を用意しています。

（注）具体的な利率については、各政府系金融機関にお問い合わせ下さい。

① 自社株式等の取得を行う会社への融資

相続等による株式等の分散を防止するため、会社が自社株式等の取得を行う場合には、その買取資金について融資を受けることが可能です。

② 後継者個人への融資

- ・後継者個人が自社株式や事業用資産を買い取ったり、相続税や贈与税の納税を行う場合などには、経営承継円滑化法に基づく認定を得ることで、融資を受けることが可能です。
- ・個人事業主が事業用資産を買い取ったり、相続税や贈与税の納税を行う場合などには、融資を受けることが可能です。

③ 親族外承継を行う場合への融資

後継者がいない会社などを親族外承継する場合には、その買取資金について融資を受けることが可能です。

(2) 信用保証の活用

平成20年10月1日以降、経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者は、事業承継に関する資金を、信用保証協会の保証を活用して金融機関から借り入れる場合は、通常の保証枠とは別枠（※普通保険：2億円、無担保保険：8000万円、特別小口保険：1250万円）が用意されています。

※一部の地方自治体においても事業承継関連の制度融資を取り扱っています。

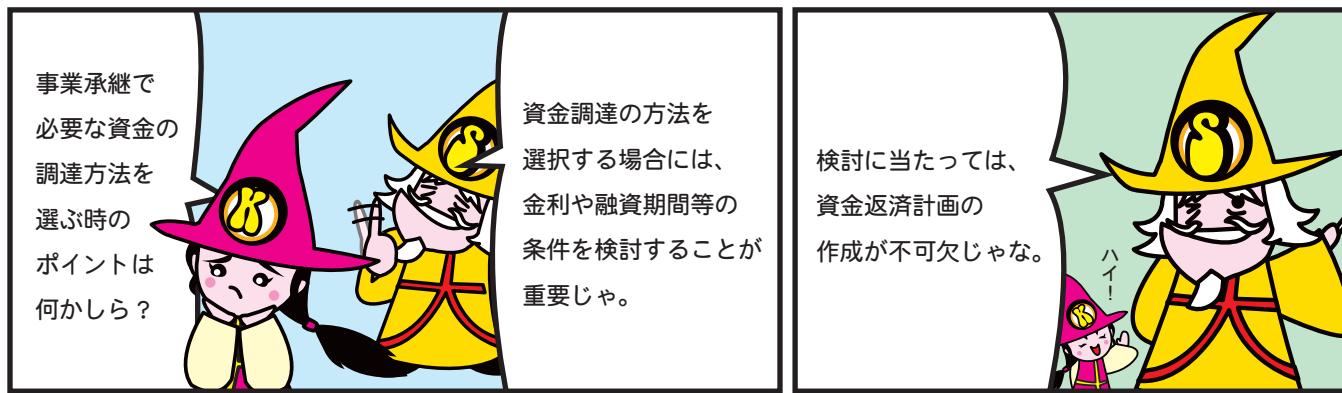
ファンドを活用した支援

中小企業庁では、中小企業の資金調達の多様化を実現させるため、民間の金融機関の補完や資金供給の呼び水といった観点から、中小企業基盤整備機構によるファンド出資事業に取り組んでいます。

事業承継支援としては、「事業継続ファンド」への出資を通して、優れた技術やノウハウを持っているにも関わらず、後継者不在等の事業承継問題により新たな事業展開が困難となっている中小企業に対する支援を行っています。

詳しくは、中小企業基盤整備機構ファンド事業部（03-5470-1570）までお問い合わせ下さい。





<政府系金融機関などのお問い合わせ先>

金融機関名	お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫 http://www.jfc.go.jp/	(行こうよ! 公庫) 事業資金相談ダイヤル TEL. 0120-154-505
(株)商工組合中央金庫 http://www.shokochukin.go.jp/	お客様相談センター TEL. 03-3246-9366
沖縄振興開発金融公庫 http://www.okinawakouko.go.jp/	代表 TEL. 098-941-1740
全国信用保証協会連合会 http://www.zensinhoren.or.jp/	代表 TEL. 03-3271-7201





投資育成会社の活用には、 どのようなメリットがありますか？

A21 中小企業投資育成株式会社（投資育成会社）は、中小企業が発行する株式の引受け等を通じ、中小企業の自己資本充実を支援する機関です。投資育成会社から投資を受けることは、後継者への円滑な事業承継、長期安定株主の導入による経営権の安定、人材の育成などにも役立ちます。

(1) 投資育成会社とは

中小企業への投資やその育成を目的として、法律に基づいて1963年に東京・名古屋・大阪に設立された政策実施機関です。

(2) 事業内容

資本金3億円以下（※1）の中小企業に対し、その株式、新株予約権付社債等の引受けを行うことで、担保不要の長期安定資金として投資します（※2）。また、投資後は、投資先企業の経営の自主性を尊重しつつ、信頼できるパートナーとして各種経営相談に応じ、成長を支援します。

※1 投資育成会社による投資前の資本金。なお、資本金3億円超の会社でも、特例要件に該当する場合は、投資育成会社の投資対象となります。

※2 利用に際しては、投資育成会社の審査があります。

(3) 事業承継面のメリット

◆ 後継者への円滑な経営承継

投資育成会社は、株式、事業両面での円滑な事業承継を支援します。後継者育成では、後継者に対して、各種の経営アドバイスを行うとともに、研修会や後継者が集う交流会を開催しています。

◆ 後継者の経営権安定

株式が分散し、後継者の持株比率が低い場合でも、投資育成会社が長期安定株主として、後継者を支援するため、経営権が安定します。

親族外の後継者に経営を引き継ぐ場合も、後継者を支えるパートナーとして支援します。

◆ 補佐陣の教育など組織体制強化

投資育成会社やそのグループ会社において、階層別研修を実施しており、後継者を補佐する人達への教育として活用することができます。また、社内に適当な補佐陣がない場合に、適切な人材を紹介いたします。

詳しくは、各投資育成会社にお問い合わせ下さい。

企業名	お問い合わせ先
① 東京中小企業投資育成株式会社	東京都渋谷区渋谷3-29-22 URL : http://www.sbic.co.jp/ 電話 : 03-5469-1811(代) FAX : 03-5469-5875
② 名古屋中小企業投資育成株式会社	名古屋市中村区名駅南1-16-30東海ビル URL : http://www.sbic-cj.co.jp/ 電話 : 052-581-9541(代) FAX : 052-583-8501
③ 大阪中小企業投資育成株式会社	大阪市北区中之島3-3-23中之島ダイビル28階 URL : http://www.sbic-wj.co.jp/ 電話 : 06-6459-1700(代) FAX : 06-6459-1703 (九州支社 : 電話 : 092-724-0651(代) FAX : 092-724-0657)

投資育成会社は、単に資金調達を支援するだけでなく、
経営アドバイスを始め、事業承継をトータルサポートしてくれるのね。



VII 事業承継と税金

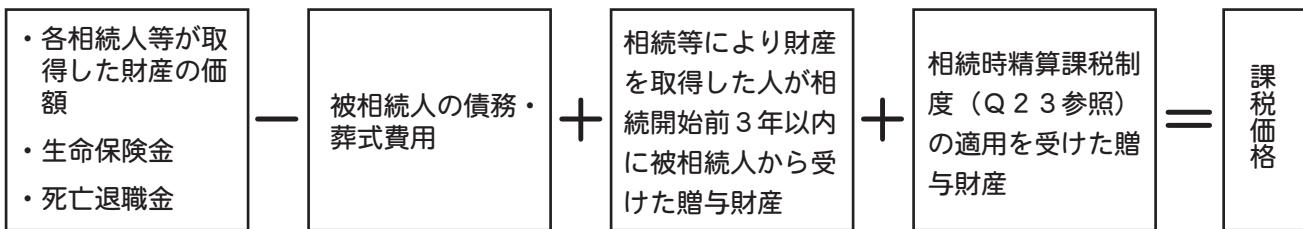


相続税は、どのように計算するのですか？

A22 相続税は、どのように遺産を分けても相続税の総額が変わらないように、まず法定相続人の数と法定相続分を基に相続税の総額を計算し、それを各人の取得財産額に応じて按分して実際の納税額を計算します。（平成22年4月1日時点の法律に基づいています。）

<相続税の計算のしくみ>

(1) 課税価格の計算



(2) 課税遺産総額の計算



(3) 相続税額の計算

課税遺産総額に係る相続税額の計算をします。

相続税額の計算は、まず法定相続人の数と法定相続分を基に相続税の総額を計算し、それを各人の取得財産額に応じて按分して実際の納税額を計算します。

●相続税の税率表		
法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下の金額	10%	—
3,000万円以下の金額	15%	50万円
5,000万円以下の金額	20%	200万円
1億円以下の金額	30%	700万円
3億円以下の金額	40%	1,700万円
3億円超の金額	50%	4,700万円

【計算例】

Q. 相続財産 1億円を、法定相続人である子(AとB。両者とも成人。) 2人で相続 (A : 8,000万円、B : 2,000万円) する場合の相続税はいくらですか？

A. 次のようになります。

(課税価格) 1億円 - (5,000万円 + 1,000万円 × 2) = 3,000万円

(法定相続分による各取得金額) 3,000万円 × $\frac{1}{2}$ = 1,500万円

(1人分の相続税額) 1,500万円 × 15% - 50万円 = 175万円

(相続税の総額) 175万円 × 2人 = 350万円

(子Aの相続税額) 350万円 × $\frac{8,000万円}{1億円}$ = 280万円

(子Bの相続税額) 350万円 × $\frac{2,000万円}{1億円}$ = 70万円

遺産に係る基礎控除額 (5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数)

までの相続財産には、相続税がかからないんですね。

そうなんじゃよ。

基礎控除の範囲内であれば、申告も不要なんじゃ。

ただし、小規模宅地等の課税の特例 (Q 24 参照) のように、
適用を受けるためには申告が必要なものもあるから
注意が必要じゃ。



Q23

計画的な贈与により、事業承継を円滑に行いたいのですが、どのようにすればよいですか？

A23

計画的な贈与を行うための贈与税の制度には、暦年課税制度と相続時精算課税制度があり、家族構成や財産構成等を考慮して、どちらが自分にとって有利であるかを判断する必要があります。

●暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較

両者は一長一短あります。ここで比較してみましょう。

項目	暦年課税制度	相続時精算課税制度
概要	暦年（1月1日から12月31日までの1年間）毎にその年に贈与された額の合計に対して贈与税を課税する制度です。	将来相続関係に入る親から子への贈与について、選択制により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度です。
贈与者	制限なし	65歳以上の親
受贈者		20歳以上の子である推定相続人
選択の届出	不要	必要 (注) 一度選択すれば、相続時まで継続適用。
控除	基礎控除額（毎年）：110万円	非課税枠：2,500万円 (限度額まで複数年にわたり使用可)
税率	基礎控除額を超えた部分に対して 10%～50%の累進税率	非課税枠を超えた部分に対して 一律20%の税率
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出し、納税します。	選択を開始した年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書及び申告書を提出し、納税します。
相続時精算	相続税とは切り離して計算します。 (注) 相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算。	相続税の計算時に精算（合算）します。 (注) 贈与財産は贈与時の時価で評価。

●贈与税（暦年課税制度の場合）の税率表

基礎控除後の課税額	税率	控除額
200万円以下の金額	10%	—
300万円以下の金額	15%	10万円
400万円以下の金額	20%	25万円
600万円以下の金額	30%	65万円
1,000万円以下の金額	40%	125万円
1,000万円超の金額	50%	225万円

暦年課税制度と相続時精算課税制度の具体的な計算例

●前提条件

オーナー経営者である父から後継者である子に対して、3年間にわたって2,400万円を贈与する場合を例にとって、暦年課税制度と相続時精算課税制度で行った場合とを比較しましょう。（法定相続人は後継者である子1人とします。）



(単位：万円)

贈与時	贈与価額	暦年課税制度	相続時精算課税制度
平成17年	800	$(800 - 110) \times 40\% - 125 = 151$ (注1)	$2,500 - 800 = 1,700$ (非課税枠の残)
平成18年	800	$(800 - 110) \times 40\% - 125 = 151$ (注1)	$1,700 - 800 = 900$ (非課税枠の残)
平成19年	800	$(800 - 110) \times 40\% - 125 = 151$ (注1)	$900 - 800 = 100$ (非課税枠の残)
相続時	相続財産	上記贈与財産を含まないものとする。	
平成23年 父死亡 (法定相続人) 子供1人	7,600	$7,600 - (5,000 + 1,000)$ (注2) $= 1,600$ $1,600 \times 15\% - 50 = 190$ (注3)	$7,600 + (800 + 800 + 800) = 10,000$ $10,000 - (5,000 + 1,000)$ (注2) $= 4,000$ $4,000 \times 20\% - 200 = 600$ (注3)
	贈与から相続までに支払った税額	$151 + 151 + 151 + 190 = 643$	600

(注1) 贈与税（暦年課税制度の場合）の税率表（前ページ参照）

(注2) 相続税の基礎控除額 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数) (Q 22 参照)

(注3) 相続税の税率表 (Q 22 参照)

【結論】

この前提条件のケースでは、相続時精算課税制度の方が税負担が軽くなっています。

(注) 贈与時と相続時の相続財産の価値が変化した場合、相続時の価値が高くなっているケースでは、

相続時精算課税制度の方が税負担は軽くなります。



事業承継支援のため、 どのような税制措置が講じられているのですか？

A24

スムーズな事業承継を税制面で支援するため、相続税や贈与税などには次のような特例措置が設けられています。

(1) 非上場株式に係る相続税の80%納税猶予制度（平成21年度創設）

一定の要件を満たす場合、相続等により後継者が取得した非上場株式の課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。（Q25参照）

(2) 非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度（平成21年度創設）

一定の要件を満たす場合、贈与により後継者が取得した非上場株式に対応する贈与税の納税が猶予されます。（Q27参照）

(3) なし配当課税に関する特例

個人株主が非上場株式を発行会社に売却した場合には、会社が自己株式を取得したことになります。この場合、個人株主に対しては、通常、売却価額の一部が配当所得とされ、総合課税の対象となります（所得税・住民税合わせて最高50%の税率により課税）。

ただし、個人株主が相続等により取得した非上場株式を発行会社へ売却した場合で、次の要件を満たすときは配当所得とされず、譲渡所得等として、申告分離課税の対象となります（所得税・住民税合わせて20%の税率により課税）。

＜適用要件＞

- ① 個人が相続等により非上場株式を取得して、相続税を納付すること
- ② 相続税の申告期限の翌日から3年経過日までに、対象となる非上場株式を発行会社に売却すること

※詳しくは中小企業庁発行の小冊子「中小企業税制39問39答」等をご覧下さい。

(4) 小規模宅地等の課税の特例

● 特定事業用宅地等の特例

特定事業用宅地等（申告期限まで事業を継続すること等の条件があります。）は、400m²までの評価額の80%が減額されます。また、一定の要件を満たす同族会社の事業を承継する場合も同様の減額があります。

● 特定居住用宅地等の特例

特定居住用宅地等（申告期限まで居住を継続すること等の条件があります。）は、240m²まで評価額の80%が減額されます。

※詳しくは中小企業庁発行の小冊子「中小企業税制39問39答」等をご覧下さい。



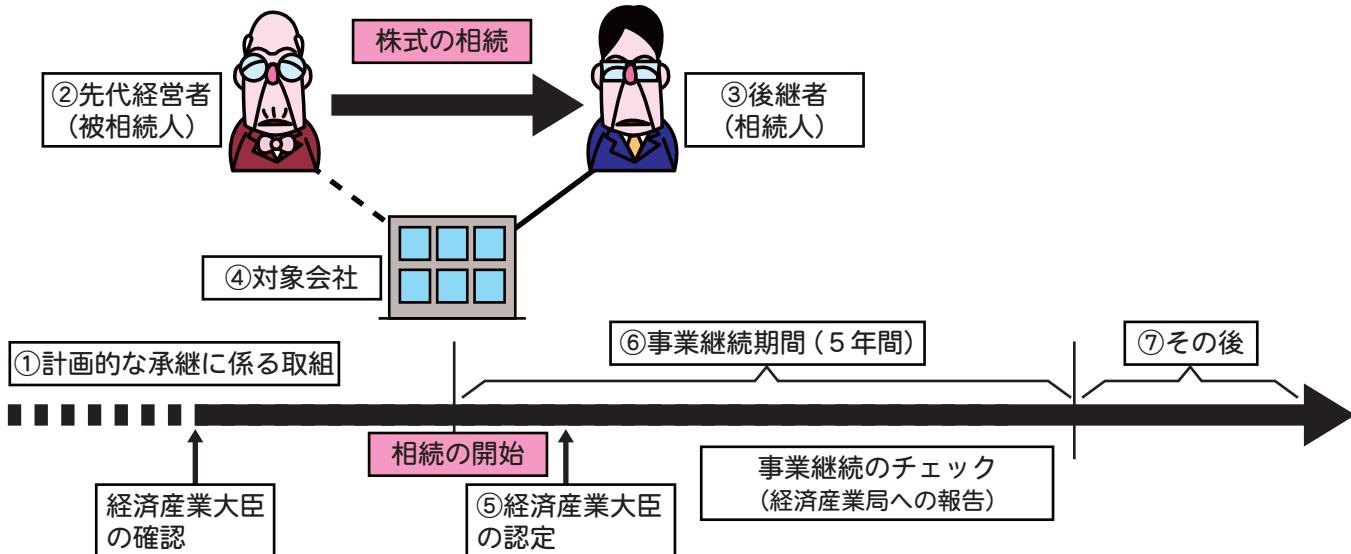
非上場会社の株式に係る 相続税の納税猶予の特例について教えてください

A25 本当です。後継者である相続人等が、相続等により、経営承継円滑化法に基づき経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式を先代経営者(被相続人)から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式(一定の部分に限ります)に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

●相続税の納税猶予制度の概要

後継者（＝相続人。先代経営者の親族）が、相続により非上場会社の株式を取得し、本制度の要件を満たす場合には、後継者が相続前から既に保有していた議決権株式を含めて、発行済完全議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分について、課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

〔相続税の納税猶予制度の概要図〕



(注) 具体的な要件の説明については、43、44ページを参照してください。上記の概要図の各項目につけられた①～⑦までの番号が43、44ページの説明項目と合致しています。

〈手続の流れ〉

1. 相続開始前＝経済産業大臣の確認

「経営承継円滑化法」に基づき、後継者が特定されていることや計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての「経済産業大臣の確認」(注)を受けることが必要です。

(注) 「経済産業大臣の確認」は、各地域の経済産業局へ申請します。この確認は原則として、次の「経済産業大臣の認定」を受けるための要件となっています。

2. 相続開始後＝経済産業大臣の認定

「経営承継円滑化法」に基づき、会社の要件、後継者（相続人等）の要件、先代経営者（被相続人）の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」(注)を受けることが必要です。

(注) 相続開始後8カ月以内に各地域の経済産業局へ申請を行う必要があります。

3. 認定取得後～相続税の申告期限まで=申告書の作成・提出

この特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

(注) 相続があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10カ月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に相続税の申告をする必要があります。特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があつたものとみなされます。

●相続税の納税猶予についての要件説明

①計画的な承継に係る取組（経済産業大臣の確認）

計画的な承継に係る取組（後継者の確定、株式の計画的承継等）に関して、先代経営者の存命中に「経済産業大臣の確認」を受けておく必要があります。

ただし、以下の場合については「確認」を受けていなくとも認定の対象となる場合があります。

- ①制度の施行直後（平成20年10月1日から平成22年3月31日まで）に相続が開始した場合
- ②先代経営者が60歳未満で死亡した場合
- ③先代経営者から公正証書遺言により取得する株式と合わせると、後継者が発行済議決権株式の過半数を有する場合

②先代経営者（被相続人）の要件

- 会社の代表者であったこと
- 先代経営者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主であったこと 等

③後継者（相続人）の要件

- 先代経営者の親族であること

(注) 「親族」の範囲は、①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族です。
- 相続開始の直前において対象会社の役員であったこと
- 後継者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主となること（1つの会社で納税猶予の適用を受けられる者は1人）
- 相続のあった日の翌日から5カ月を経過する日に会社の代表者であること 等

④対象会社の要件

- 中小企業基本法の中小企業であること（特例有限会社、持分会社も対象）
- 非上場会社であること
- 資産管理会社に該当しないこと

(注) 「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が総資産の帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社をいいます（ただし一定の事業実態のある会社は除かれます）。
- 従業員数が1名以上であること 等

(注) 対象会社又はそれと支配関係がある法人が、外国会社（対象会社の特別子会社に該当するものに限る）の株式等を有する場合にあっては5名以上です。

⑤経済産業大臣の認定

上記の各要件に該当しているか否か審査の上、経済産業大臣が認定をします。認定の申請は「相続開始の日の翌日から8カ月を経過する日」までに各地域の経済産業局に対して行います。

(注) 相続税の納税猶予の適用を受けるためには、認定時に交付される「認定書」とその他の必要書類を添付して、税務署に相続税の申告を行う必要があります。

⑥事業継続期間（5年間）の要件

○相続税の申告期限から5年間、事業を継続する必要があります。具体的には以下のとおりです。

- ①認定を受けた会社の代表者であること
- ②雇用（従業員数）の8割以上を維持すること

(注) 「従業員数」は、厚生年金保険及び健康保険加入者をベースに判定します。

- ③相続した対象株式を保有していること 等

(注) 組織再編（合併、株式交換等）を行った場合においても、実質的に事業の継続がなされているものとして一定の要件を満たす場合には、認定は継続されます。

○事業継続期間中は毎年1回、報告基準日（相続税の申告期限から1年を経過するごとの日）の翌日から3カ月以内に経済産業局に対して所定の報告書を提出する必要があります。また、税務署に対しても別途「継続届出書」の提出が必要となっています（事業継続期間中は毎年1回、期間経過後は3年に1回となります）。

⑦その後（事業継続期間の経過後）の取扱い

納税猶予の対象株式を継続保有等していれば、納税猶予は継続されます。また、次の場合には、猶予されている相続税の全部又は一部の納付が免除されます（税務署に一定の申請等を行う必要があります）。

- ①当該経営者（後継者）が死亡した場合
- ②会社が破産又は特別清算した場合
- ③対象株式の時価が猶予税額を下回る中、当該株式の全部の譲渡を行った場合（ただし、その時価を超える猶予税額のみ免除）
- ④次の後継者に對象株式を贈与し、その後継者が取得した株式につき「贈与税の納税猶予の特例」(Q27参照)の適用を受ける場合

ケイちゃんのCHECKポイント! ~確認申請はお早めに~

相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けるためには、相続又は贈与の前に原則として「経済産業大臣の確認」を取得していることが必要です。相続又は贈与の後に確認を取得しても納税猶予の適用は受けられませんので注意が必要です。なお、確認に係る審査には約1ヶ月程度(注)かかります。確認の申請は、余裕を持って、なるべく早めに行いましょう。

(注) 審査期間はあくまでも目安です。

具体的には各地域の経済産業局(P51参照)にお問い合わせください。

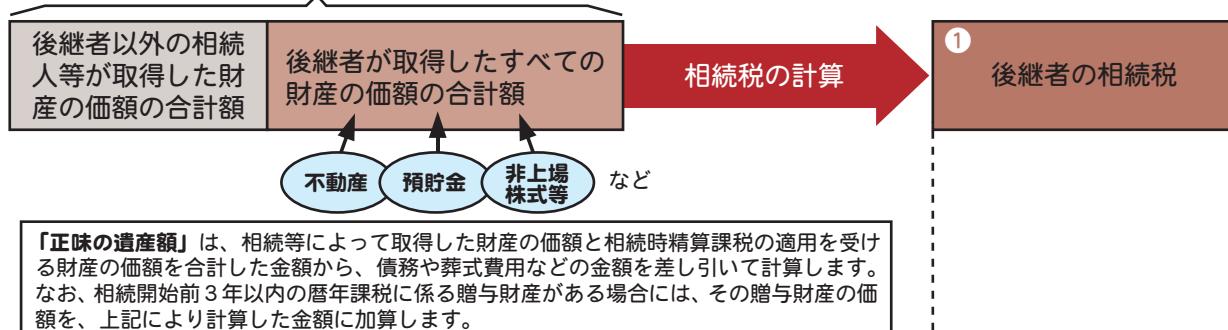




納稅が猶予される相続税は どのように計算するのですか？

A26 計算方法は次のとおりです。

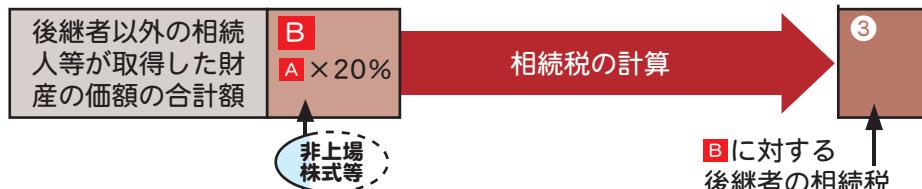
ステップ1 正味の遺産額に基づき後継者の相続税を計算します。



ステップ2 後継者が取得した財産が特例の適用を受ける非上場株式等のみであると仮定して、後継者の相続税を計算します。



ステップ3 後継者の取得した財産が特例の適用を受ける非上場株式等の20%のみであると仮定して、後継者の相続税を計算します。



ステップ4 「②の金額」から「③の金額」を控除した残額が「納稅が猶予される相続税(④の金額)」となります。

なお、「①の金額」から「納稅が猶予される相続税(④の金額)」を控除した「⑤の金額(納付税額)」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。

④ 猶予税額 ⑤ 納付税額

※対象会社又はそれと支配関係がある法人が、外国会社又は医療法人（注）の株式等を有する場合には、当該株式等を有していないかったものとして計算します。

（注）外国会社又は医療法人は、対象会社や同族関係者等が合わせて発行済議決権総数の50%超保有しているものに限ります。

●特例の対象となる非上場株式等の数

この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の場合に応じた数が限度となります。

「a」・・・後継者（相続人等）が相続等により取得した非上場株式等の数

「b」・・・後継者が相続開始前から保有する非上場株式等の数

「c」・・・相続開始直前の発行済株式等の総数

区分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
イ	$a+b < c \times 2 \div 3$ の場合	後継者が相続等により取得した非上場株式等の数 (a)
ロ	$a+b \geq c \times 2 \div 3$ の場合	発行済株式等の総数の3分の2から後継者が相続開始前から保有する非上場株式等の数を控除した数 ($c \times 2 \div 3 - b$)

（注）・「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限ります。

（注）・この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限ります。

※持分会社の場合にも上の表に準じます。

Q27

非上場会社の株式に係る 贈与税の納税猶予の特例について教えてください

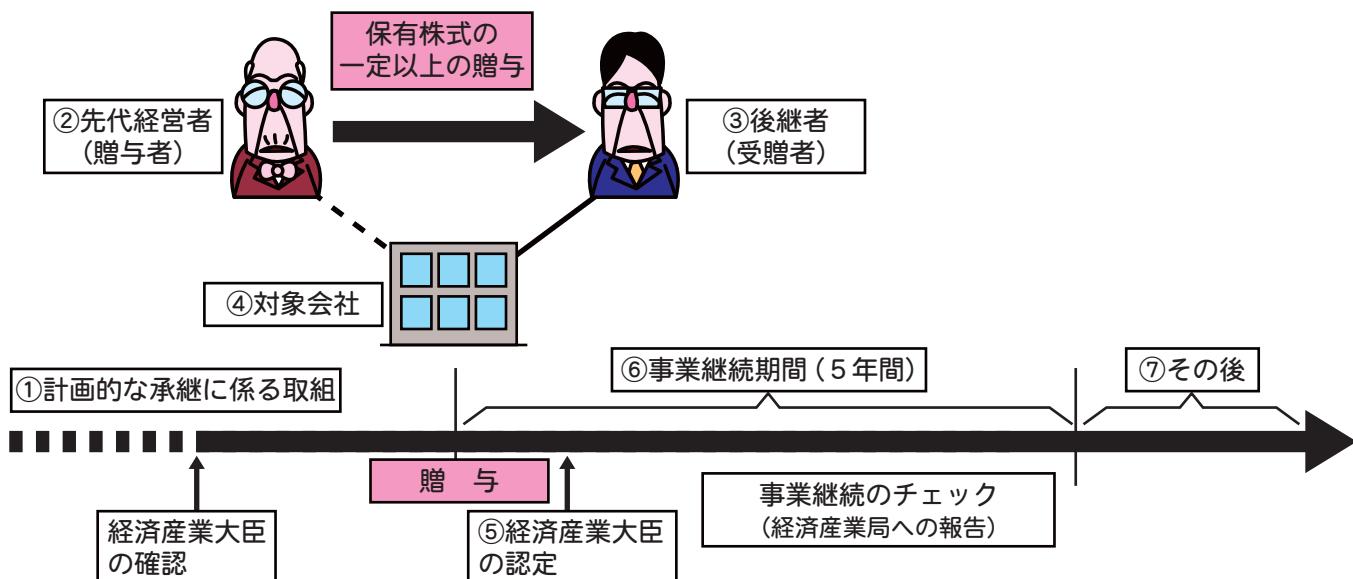
A27

本当です。後継者である受贈者が、贈与により、経営承継円滑化法に基づき経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式を親族（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式（一定の部分に限ります）に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

●贈与税の納税猶予制度の概要

後継者（＝受贈者。先代経営者の親族）が、先代経営者から一定以上の自社株式の贈与を受け、本制度の要件を満たす場合には、贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分について、贈与税の全額の納税が猶予されます。

〔贈与税の納税猶予制度の概要図〕



(注) 具体的な要件の説明については、47、48ページを参照してください。上記の概要図の各項目につけられた①～⑦までの番号が47、48ページの説明項目と合致しています。

〈手続の流れ〉

1. 贈与前＝経済産業大臣の確認

「経営承継円滑化法」に基づき、後継者が特定されていることや計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての「経済産業大臣の確認」（注）を受けることが必要です。

（注）「経済産業大臣の確認」は、各地域の経済産業局へ申請します。この確認は、次の「経済産業大臣の認定」を受けるための要件となっています。

2. 贈与後＝経済産業大臣の認定

この特例の適用を受けるためには、贈与により、先代経営者である贈与者から、全部又は一定以上の非上場株式等を取得する必要があります。贈与を受けた後、「経営承継円滑化法」に基づき会社の要件、後継者（受贈者）の要件、先代経営者（贈与者）の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」（注）を受けてください。

（注）贈与を受けた年の翌年の1月15日までに各地域の経済産業局へ申請を行う必要があります。

3. 認定取得後～贈与税の申告期限まで

この特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

(注) 贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄税務署に贈与税の申告をする必要があります。特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

なお、担保の提供方法などについては、税務署にお尋ねください。

●贈与税の納税猶予についての要件説明

①計画的な承継に係る取組（経済産業大臣の確認）

計画的な承継に係る取組（後継者の確定、株式の計画的承継等）に関して、後継者への贈与を実行する前に「経済産業大臣の確認」を受けておく必要があります。

②先代経営者（贈与者）の要件

- 会社の代表者であったこと
- 役員を退任すること
- 先代経営者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主であったこと 等

③後継者（受贈者）の要件

- 先代経営者の親族であること

(注) 「親族」の範囲は、①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族です。
- 会社の代表者であること
- 20歳以上であり、かつ、役員就任から3年以上経過していること
- 後継者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主となること（1つの会社で納税猶予の適用を受けられる者は1人） 等

④対象会社の要件

- 中小企業基本法の中小企業であること（特例有限会社、持分会社も対象）
- 非上場会社であること
- 資産管理会社に該当しないこと

(注) 「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が総資産の帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社をいいます（ただし一定の事業実態のある会社は除かれます）。
- 従業員数が1名以上であること 等

(注) 対象会社又はそれと支配関係がある法人が、外国会社（対象会社の特別子会社に該当するものに限る）の株式等を有する場合にあっては5名以上です。

⑤経済産業大臣の認定

上記の各要件に該当しているか否か審査の上、経済産業大臣が認定をします。認定の申請は「贈与を受けた年の翌年の1月15日」までに各地域の経済産業局に対して行います。

(注) 贈与税の納税猶予の適用を受けるためには、認定時に交付される「認定書」とその他の必要書類を添付して、税務署に贈与税の申告を行う必要があります。

⑥事業継続期間（5年間）の要件

○贈与税の申告期限から5年間、事業を継続する必要があります。具体的には以下のとおりです。

①認定を受けた会社の代表者であること

②雇用（従業員数）の8割以上を維持すること

(注) 「従業員数」は、厚生年金保険及び健康保険加入者をベースに判定します。

③贈与を受けた対象株式を保有していること 等

(注) 組織再編（合併、株式交換等）を行った場合においても、実質的に事業の継続がなされているものとして一定の要件を満たす場合には、認定は継続されます。

○事業継続期間中は毎年1回、報告基準日（贈与税の申告期限から1年を経過するごとの日）の翌日から3ヶ月以内に経済産業局に所定の報告書を提出する必要があります。また、税務署に対しても別途「継続届出書」の提出が必要となっています（事業継続期間中は毎年1回、期間経過後は3年に1回となります）。

⑦その後（事業継続期間の経過後）の取扱い

納税猶予の対象株式を継続保有していれば、納税猶予は継続されます。また、贈与税の猶予税額の免除要件は、相続税の猶予税額の免除要件（44ページ⑦参照。）に加えて、「先代経営者（贈与者）の死亡」が含まれています。

(注) 「先代経営者（贈与者）」が死亡した場合には、先代経営者から後継者に当該株式の相続があつたものとみなされて、相続税が課税されます（ただし、株式の相続税評価額は贈与時の価額により計算）。

なお、この際、「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、相続によって取得したとみなされた当該株式について相続税の納税猶予の適用を受けることが可能です（Q29参照）。

ケイちゃんのCHECKポイント! ~確認申請はお早めに~

相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けるためには、相続又は贈与の前に

原則として「経済産業大臣の確認」を取得していることが必要です。相続又は贈与の後に確認を取得しても納税猶予の適用は受けられませんので注意が必要です。

なお、確認に係る審査には約1ヶ月程度（注）かかります。確認の申請は、余裕を持って、なるべく早めに行いましょう。

(注) 審査期間はあくまでも目安です。

具体的には各地域の経済産業局（P51参照）にお問い合わせください。



相続時精算課税との関係

贈与税の納税猶予の適用を受ける非上場株式等に係る贈与税については、

相続時精算課税の適用は受けられず、暦年課税により計算することになります。

一方、後継者が発行済議決権株式総数の3分の2を超える株式等の贈与を受ける場合など、贈与税の納税猶予制度の適用を受けない株式等については、

相続時精算課税制度を利用できます。



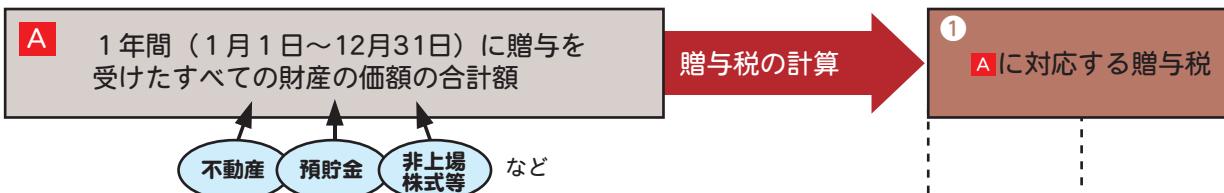


納稅が猶予される贈与税は どのように計算するのですか？

A28 計算方法は次のとおりです。

ステップ1

贈与を受けたすべての財産の価額の合計額に基づき贈与税を計算します。



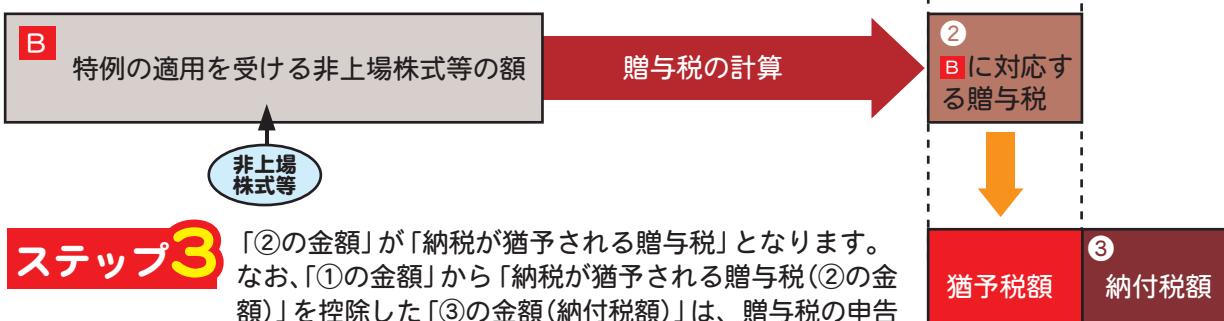
「贈与税の計算」は、贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)から、基礎控除額110万円を差し引いた残額(基礎控除額の課税価格)について、下の速算表により贈与税を計算します。

【贈与税の速算表】

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

ステップ2

贈与を受けた財産が特例の適用を受ける非上場株式等のみであると仮定して、贈与税を計算します。



ステップ3

「②の金額」が「納稅が猶予される贈与税」となります。
なお、「①の金額」から「納稅が猶予される贈与税(②の金額)」を控除した「③の金額(納付税額)」は、贈与税の申告期限までに納付する必要があります。

※対象会社又はそれと支配関係がある法人が、外国会社又は医療法人（注）の株式等を有する場合には、当該株式等を有していないかったものとして計算します。

（注）外国会社又は医療法人は、対象会社や同族関係者等が合わせて発行済議決権総数の50%超保有しているものに限ります。

●特例の対象となる非上場株式等の数

この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

「a」・・・先代経営者（贈与者）が贈与直前に保有する非上場株式等の数

「b」・・・後継者（受贈者）が贈与前から保有する非上場株式等の数

「c」・・・贈与直前の発行済株式等の総数

区分	特例の対象となる非上場株式等の限度数
イ a+b<c×2÷3 の場合	先代経営者が贈与直前に保有する非上場株式等の数 (a)
ロ a+b≥c×2÷3 の場合	発行済株式等の総数の3分の2から後継者が贈与前から保有する非上場株式等の数 (c×2÷3-b)

なお、この特例の適用を受けるためには、後継者は上記イに該当する場合は限度数(a)の全部、ロに該当する場合は限度数(c×2÷3-b)以上の数の非上場株式等を先代経営者から贈与により取得する必要があります。

（注）・「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限ります。

（注）・この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限ります。

※持分会社の場合にも上の表に準じます。



贈与税の納税猶予制度に関して、先代経営者（贈与者）が死亡した場合どのような点に注意が必要ですか？

A29

先代経営者（贈与者）が死亡した場合には、後継者（受贈者）が猶予されている贈与税の納付が免除されます。また、贈与税の納税猶予の適用を受けた非上場株式は、後継者が相続（又は遺贈）によって取得したものとみなして、贈与時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算します。なお、この際、「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた非上場株式について相続税の納税猶予の適用を受けることができます（贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への切り替え）。

● 「贈与税」から「相続税」の納税猶予に切り替える場合の「経済産業大臣の確認」

＜確認を受ける主な事項＞

○相続開始の時において、対象会社が以下の要件を満たしていること。

- ・中小企業基本法上の中小企業に該当していること
- ・非上場会社であること
- ・資産管理会社に該当しないこと
- ・従業員数が1名以上であること 等

○相続（遺贈）により対象会社の株式を取得したものとみなされた代表者が、以下の要件を満たしていること。

- ・相続開始の直前において、先代経営者（=被相続人、かつての贈与者）の親族であったこと
- ・相続開始の時において、当該代表者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主であること 等

＜確認を受けるための申請＞

相続開始の日の翌日から8カ月を経過する日までに、所定の申請書を各地域の経済産業局へ提出します。

なお、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、確認を受けた場合に交付される「確認書」とその他の必要書類を添付して、税務署に相続税の申告を行う必要があります。

（注）「相続税の納税猶予」の適用に当たっての要件や申告手続などについては、42～44ページと異なるところがあります。

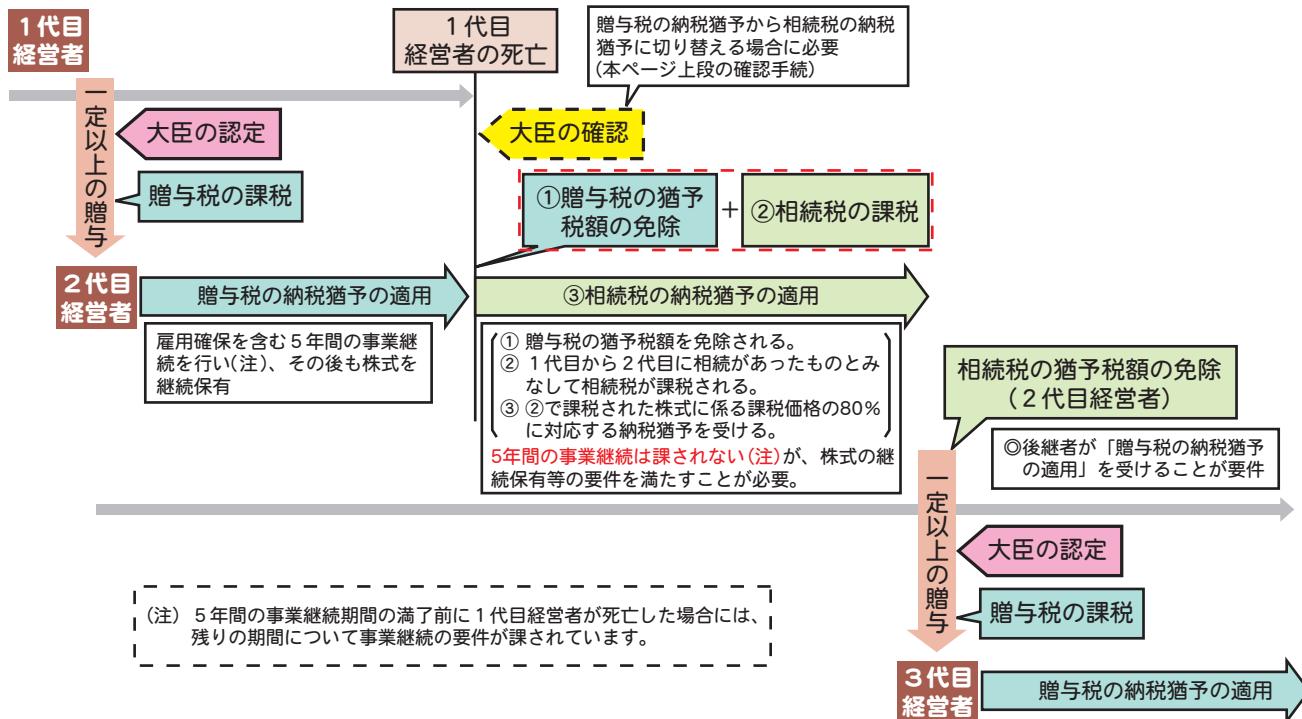
ケイちゃんのCHECKポイント！



上記の「経済産業大臣の確認」は、「計画的な承継に係る取組についての経済産業大臣の確認」（Q25、27参照）とは異なる手続ですので、ご注意ください。「確認」を受けるための要件や手続の詳細については、各地域の経済産業局までお問い合わせください。

● 【参考】事業承継税制の適用の流れ（イメージ）

【生前贈与により株式の承継をおこなっていくケース】



●事業承継税制等のお問い合わせ・申請窓口一覧

下記内容については、以下の各地域の経済産業局にお問い合わせください。

1. 計画的な承継に係る取組に関する経済産業大臣の確認について
2. 事業承継税制の前提となる経済産業大臣の認定等について
3. 金融支援に係る経済産業大臣の認定について

【地域の経済産業局一覧】

部局名	電話・FAX	住所	対象地域
北海道経済産業局 産業部 中小企業課	011-709-2311(代表) 011-709-1783(直通) 011-709-1786(FAX)	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	北海道(北海道)
東北経済産業局 産業部 中小企業課	022-263-1111(代表) 022-222-2425(直通) 022-215-9463(FAX)	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	東北(青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城县、福島県)
関東経済産業局 産業部 中小企業課	048-601-1200(代表) 048-600-0321(直通) 048-601-1294(FAX)	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	関東(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)
中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748(直通) 052-951-9800(FAX)	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	中部(愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県)
近畿経済産業局 産業部 中小企業課	06-6966-6000(代表) 06-6966-6023(直通) 06-6966-6083(FAX)	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	近畿(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县)
中国経済産業局 産業部 中小企業課	082-224-5615(代表) 082-224-5661(直通) 082-224-5643(FAX)	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	中国(岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県)
四国経済産業局 産業部 中小企業課	087-811-8900(代表) 087-811-8529(直通) 087-811-8558(FAX)	〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎	四国(香川県、徳島県、愛媛県、高知県)
九州経済産業局 産業部 中小企業課	092-482-5447(直通) 092-482-5393(FAX)	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1	九州(福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県)
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	098-866-0031(代表) 098-860-1755(直通) 098-860-3710(FAX)	〒900-8530 沖縄県那覇市前島2-21-7	沖縄(沖縄県)

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>



事業承継をサポートする各種機関の連絡先

事業承継対策には様々な方策があり、各種専門知識が必要となるため、次のような実務家等に相談することが有効です。

1. 弁護士

弁護士は、事業承継に関するサポートをはじめとして、あらゆる分野で中小企業経営者の皆様のお役に立つサービスを提供します。

→日本弁護士連合会 TEL：03-3580-9841(代) <http://www.nichibenren.or.jp>

2. 税理士

税理士は、顧問税理士等として中小企業との関わりが深く、税務面はもちろん、企業経営に関する総合的なサポートを行っています。

→日本税理士会連合会 TEL：03-5435-0931(代) <http://www.nichizeiren.or.jp>

3. 公認会計士

公認会計士は、経営・管理・財務面でのサポートを行っています。

→日本公認会計士協会 TEL：03-3515-1160 <http://www.hp.jicpa.or.jp>

4. その他士業

●中小企業診断士

中小企業診断士は、中小企業が経営課題に対応するためのコンサルティング、助言等を行っています。

→(社) 中小企業診断協会 TEL：03-3563-0851 <http://www.j-smeca.jp>

●司法書士

司法書士は、商業・法人登記手続のほか中小企業の顧問・アドバイザーとして企業法務等に関する情報提供
・書面作成に関するアドバイスを行っています。

→日本司法書士会連合会 TEL：03-3359-4171(代) <http://www.shiho-shoshi.or.jp>

●行政書士

行政書士は、許認可の承継など事業承継に必要な行政手続をサポートします。

→日本行政書士会連合会 TEL：03-3476-0031(代) <http://www.gyosei.or.jp>

5. 商工会議所・商工会・中央会

商工会議所・商工会・中央会などの中小企業関係団体は、中小・小規模企業の経営に関する総合的な相談・指導、各種セミナーの実施、中小企業関連施策に関する情報提供等を行っています。

→日本商工会議所 TEL：03-3283-7917 <http://www.jcci.or.jp>

→全国の商工会議所の連絡先 http://www.cin.or.jp/cin-cgi/me_list99open.asp

→全国商工会連合会 TEL：03-3503-1251 <http://www.shokokai.or.jp>

※都道府県商工会連合会の連絡先については全国商工会連合会のHPで検索いただけます。

→全国中小企業団体中央会 TEL：03-3523-4901 <http://www.chuokai.or.jp>

→都道府県中小企業団体中央会の連絡先 <http://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm>

6. 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

(独) 中小企業基盤整備機構は、次のような取組みにより、中小企業の事業承継を総合的にサポートしています。

・各支部における事業承継関連無料相談の受付

・中小企業大学校における後継者教育等の各種研修プログラムの実施 等

→(独) 中小企業基盤整備機構事業承継知的資産経営支援室 <http://www.smrj.go.jp>



中小企業庁財務課

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL: 03-3501-5803

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

制作協力: 税理士法人タクトコンサルティング/吉岡毅(弁護士)/ラヴ&ピース川津(デザイン)